

鳥取県男女共同参画白書

～令和2年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

－本編－

鳥 取 県

鳥取県では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成12年に鳥取県男女共同参画推進条例を制定した後、平成13年、19年、24年、28年と累次にわたり「鳥取県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に関する取組を総合的に進めてきました。

その結果、病児・病後児保育施設や放課後児童クラブなどの子育て支援施設の充実、年度当初の保育所待機児童数ゼロの継続など、働きながら子育てしやすい基盤の整備が進み、審議会等委員や管理職に占める女性割合が全国上位となるなど、様々な場面で活躍する女性の姿が見られるようになっていきます。

このような変化が見られる一方で、社会には固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、自治会やPTAといった地域活動の場における意志決定過程への女性の参画は男性に比べて少なく、家事、育児、介護などの家庭における責任は依然として女性に偏っています。

また、近年、単身世帯やひとり親世帯が増加する中で、女性は男性に比べ非正規労働者が多いことなどから、生活困難に陥りやすい状況にあります。特に大規模災害の発生や感染症の流行といった非常時には、平常時の諸課題が顕在化するため、あらゆる施策や活動を男女共同参画の視点であらためて考える必要があります。

さらに、「人生100年時代」を見据え、一人一人がその時々のライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、仕事と家庭生活を両立できる多様で柔軟な環境の整備、学び続け活躍し続けられる環境の整備、生涯にわたる健康の実現など、多様性を尊重した持続可能な働き方、暮らし方への変革に取り組むことが求められています。

こうした中、鳥取県では、令和3年に第5次となる「鳥取県男女共同参画計画」として、「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」を策定し、誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで心豊かに生き生きと伸び伸びと暮らせる鳥取県を目指して取組を進めています。

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例第9条の規定に基づく年次報告書として、各取組の進捗状況を示すなど、本県における男女共同参画の推進状況を県民の皆様に明らかにするためのものです。

<鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿>

鳥取県が目指す男女共同参画社会は、

誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人一人の人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合っ

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

目 次

I 令和2年度の主な事業、取組

[1] イクボス・ファミボスの普及・拡大	1
・イクボス・ファミボス宣言優良企業表彰、取組紹介冊子作成	
・介護等支援コーディネーター派遣	
・仕事と家庭を応援する企業の企業説明会	
[2] 男性の家庭参画促進	3
・しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン	
・共に助け合えるパートナーとなるための家事シェアセミナー	
・企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金	
・イクボス・ファミボス宣言（子育て応援+）	
[3] 女性の職域拡大・キャリア形成	6
・女性リーダー育成セミナー	
・ロールモデル発信	
・大学との連携による女性活躍推進	
[4] 誰もが活躍できる職場づくりの支援・推進	7
・鳥取県男女共同参画推進企業、輝く女性活躍パワーアップ企業	
・働き方改革に係るセミナー	
[5] 男女共同参画への理解促進と機運醸成	8
・「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」策定	
・「第2次鳥取県女性活躍推進計画」策定	
・男女共同参画推進人材育成協働事業	
・よりん彩活動支援事業補助金 公開講座	
[6] 全国トップクラスの女性参画	10

II 第4次鳥取県男女共同参画計画の体系

11

III 男女共同参画施策の実施状況

第4次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の取組結果	12
-----------------------------	----

IV 男女共同参画施策の実施効果

第4次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況	35
----------------------------	----

I 令和2年度の主な事業、取組

〔1〕イクボス・ファミボスの普及・拡大

【イクボス・ファミボス宣言優良企業表彰、取組紹介冊子作成】

イクボス・ファミボスの取組を普及するため、第4回となる「イクボス・ファミボス宣言優良企業表彰式」を令和2年11月11日(水)に行いました。

受賞企業は6社。鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受け、「イクボス・ファミボス宣言」を実施している企業(表彰式時点:634社)の中から、働きやすい職場環境づくりや従業員の就業継続支援の取組が特に優れている企業を選定しました。



【受賞企業と主な取組】 ※50 音順

企業名	主な取組内容
社会福祉法人青谷福祉会 (鳥取市／医療、福祉)	<ul style="list-style-type: none"> 子の看護休暇、介護休暇を有給により付与、時間単位の取得も可能 互いに協力し合う職場風土づくり、継続的な業務改善、効率化を推進し、長時間労働の是正や休暇取得がしやすい環境を整備 メンター制度等の運用と階層別研修の実施により、計画的に人材を育成
株式会社門永水産 (境港市／製造業)	<ul style="list-style-type: none"> 子の看護休暇、育児目的休暇を有給により付与 配置転換等によりワークシェアリングを進め、突発的な休暇取得にも対応 選任アシスタントスタッフが社員の意見を吸い上げ、業務改善提案に繋げている
第一生命保険株式会社 鳥取支社 (鳥取市／金融業、保険業)	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い目的に利用できるQOL向上休暇を整備し、ワーク・ライフ・バランスを推進 フレックスタイムやテレワークの導入により、柔軟な働き方を推進 育児・介護と仕事の両立に関する相談窓口や保健師による健康相談窓口を設置し、社員一人ひとりにきめ細かなサポートを実施 ワークスタイル変革好事例や両立支援制度を利用した社員の声を公開
大同警備保障有限会社 (米子市／サービス業)	<ul style="list-style-type: none"> 育児目的休暇(子ども学校行事休暇、子ども誕生日休暇)を有給により付与 女性や35歳未満の若手社員を対象とした懇談会により、両立支援制度等に関する要望や課題等を把握し、制度を見直し 一人二役制により急な休暇取得にも対応
株式会社ヤマタホーム (鳥取市／建設業)	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護のための在宅勤務制度を導入 休業前面談で復帰プランを作成、スムーズな業務引継や代替要員確保を推進 育児・介護のため直行直帰できるよう携帯電話で打刻可能な勤怠システム導入
リコージャパン株式会社 販売事業本部鳥取支社 (鳥取市／卸売業、小売業)	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業は2歳まで、介護休業は通算2年まで取得可能 イクメンチャレンジプラン(上司と面談)により、男性の育児休業取得を推進 ノー残業デー実施、掲示板やPC画面への定時退社を促すメッセージ表示により、長時間労働をしない職場風土を形成 翌月の有給休暇取得計画を課ごとに作成し、毎月1日以上の有給休暇取得を推進

また、令和元年度と2年度における受賞企業の優れた取組を冊子にまとめ、県内へ配布することにより、「イクボス・ファミボス」の理念の普及啓発を図りました。

- 【タイトル】 イクボス・ファミボスの実践～企業の取組事例からみるワーク・ライフ・バランス実践のヒント～
- 【規格】 A4判、カラー、24ページ
- 【内容】
- ・イクボス・ファミボスの理念
 - ・イクボス・ファミボス宣言優良企業の取組
 - ・働きやすい職場づくりを応援する鳥取県の制度等
- 【配布先】 男女共同参画推進認定企業、県内市町村・大学・図書館、関連団体等



【介護等支援コーディネーター派遣】

従業員の介護リスク等の把握の手法や従業員が利用できる公的サービスの情報など、アドバイスを希望する事業所にコーディネーターを派遣し、相談支援を実施しました。

- 【派遣企業】 9社(派遣等の回数:31回)
- 【支援内容】
- ・介護に直面した際の心構えや対応等に関する社内セミナーの開催
 - ・両立チェックシートの診断結果から取り組むべき備えや支援策等を提案
 - ・介護の課題を抱える従業員と事業主・労務担当との相談の場に同席して助言等
- 【企業の声】
- ・企業診断の結果により、目に見える形で当社の課題が分かってよかった。
 - ・働きやすい職場環境を作っていくために、相談のしやすさとトップの考え方も重要ということに気がついた。

【仕事と家庭を応援する企業の企業説明会】

働きやすい職場づくりに熱心なイクボス・ファミボス宣言企業の人材確保を応援するため、宣言企業を対象とした企業説明会を女星活躍とつとり会議(官民一体の女性活躍推進主体)、県立米子・境港ハローワークと連携して開催しました。

- 【開催日】 令和2年9月3日(木)
- 【場所】 米子ワシントンホテルプラザ
- 【参加者】 企業14社、求職者等40人
- 【内容】
- ・参加企業による職場紹介プレゼンテーション
 - ・企業ごとのブースでの企業概要や求人内容の説明
 - ・県立ハローワークによる求人情報の提供、就職に関する相談等



- 【参加者の声】
- (企業)
- ・参加者の意欲が感じられた。
 - ・仕事と家庭の両立を応援する企業というPRができ、とてもよい機会となった。
- (求職者等)
- ・知らなかった職種や業界の話が聞けた。
 - ・働きやすい職場づくりに取り組む企業の情報が得られた。

〔2〕男性の家庭参画促進

【しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン】

女性の働きづらさの要因となっているパートナー間における役割分担の偏りを解消し、男性の家庭での活躍促進と、女性の働きやすさ・活躍機会の増大を目的とし、働く女性を取り巻く環境が共通する山陰両県において、両県共通のロゴ・キャッチコピーを用いた広域広報を展開しました。

従来から継続して行っている「社会全体の機運の醸成」の取り組みに加えて、ワーク・ライフ・バランス実現のためには、本人はもちろん、職場風土を形成している経営者や、リーダー、同僚の理解が必要不可欠であることから、新たに、男性の家事、育児、介護等への参画を応援する「企業風土の醸成」のための情報発信・普及啓発を実施しました。

【キャンペーン実施期間】 令和2年11月1日(日)～11月30日(月)

○社会全体の機運醸成

育児を行う動物の生態を通して、別角度からライフスタイルの見直しを促し、ワーク・ライフ・バランスを自分ごととして、肯定的に捉えるきっかけを提供。

○企業風土の醸成

従業員のワーク・ライフ・バランスを進めることが企業組織の強化につながることを、40～50代の経営者層になじみのあるコミック調で働きかけ。

【キャンペーンタイトル&ロゴ】



【イメージポスター(A2)、チラシ(A4)】

(社会全体の機運醸成)



(企業風土の醸成)



【広報媒体】

○社会全体の機運醸成

- ・テレビCM(11月1日(日)～18日(水) 15秒スポットCMを36本放送)
- ・Web広告(11月20日(金)～30日(月) YouTube 広告、SNS広告(Facebook、Instagram))
- ・特設サイト(コラム掲載、両県企業における取組事例、両県施策、イベント情報)

○企業風土の醸成

- ・Web広告(11月2日(月)～18日(水)Google ディスプレイ、11月2日(月)～15日(日)Facebook)
- ・特設サイト(11月1日(日)～ 動画広告、両県企業における取組事例)
- ・イメージポスター(11月1日(日)～ 両県内公共施設の他、商工団体、公共交通機関等に掲示)

【共に助け合えるパートナーとなるための家事シェアセミナー】

女性の活躍を応援し、女性だけでなく、男性にとっても暮らしやすい豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向け、特に子育て中の方に関心と理解を深め、共に助け合える夫婦（パートナー）になる一歩を踏み出すことを目的とした家事シェアセミナーを開催しました。

	開催日	場所	テーマ
第1回	令和2年8月1日(土)	米子コンベンションセンター (米子市末広町)	暮らしをもっと楽しむための時短家事～家族のチーム力アップをめざそう～ 【講師】野間 和美さん
第2回	令和2年8月2日(日)	倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺町)	
第3回	令和2年11月14日(土)	倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺町)	キッチンからはじまる家族の絆 【講師】コウケンテツさん

第1回、第2回は時短家事コーディネーターの野間和美さんを講師に迎え、時短掃除道具の紹介、見えない家事、家事シェアについて親子で参加するセミナーを開催しました。



～時短家事5カ条～

- 1 固定観念を捨てる
- 2 1人だけで頑張らない
- 3 自分を褒め周囲に感謝
- 4 悩まない仕組みを作る
- 5 サービスや家電に頼る

【セミナー参加者の声】

- ・「家事は親から子へ」ということを改めて気づかされた。これを親(父又は母)から子へとしていきたいと思った。
- ・大きな家事だけでなく見えない家事を頼むのも大事だと思った。子どもも取り組みやすい。



第3回は「キッチンからはじまる家族の絆」と題し、料理研究家のコウケンテツさんを講師に迎え開催しました。

日本の家事や料理作りは「やっても褒められない。やらないと文句を言われる究極に理不尽な作業」であり、「サンシャイン☆」を保つため、「自分が輝かない日は作らない。作らないことに罪悪感を抱く必要はない」など日々家事や食事作りに疲れている方々の心が軽くなる内容でした。男性の参加も多く、性別に関係なく心に響く講演になりました。

【セミナー参加者の声】

(男性)

- ・自分や妻が穏やかになるように手抜きしても良い
- ・まずは食卓の整理から
- ・家事分担をして楽しく

(女性)

- ・サンシャイン☆を大事にしたい
- ・気持ちが楽になった！

サンシャイン☆とは・・・

『自分が輝いていること』

【企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金】

育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業主に対して「企業のファミリーサポート休暇取得促進奨励金」を支給し、育児や介護への男性の積極的な参画と家庭の事情による休暇を取得しやすい職場環境の整備を進めました。



【奨励金支給実績】

支給区分	対象	金額	支給実績
(1) 育児参加休暇	男性従業員に、配偶者の産前産後休業期間中に2日以上の特例休暇(有給)を取得させた事業主	10万円	6件
(2) 育児・介護休業	男性従業員に連続する5日以上の子育て・介護休業を取得させ、原職等に復職させた事業主	10万円	4件
(3) 介護休暇	男性従業員に、家族の介護のための休暇(有給)を2日以上取得させた事業主	10万円	4件
(4) 短時間勤務	男性従業員に子の養育及び家族の介護等のための24日以上の特例勤務を取得させた事業主	10万円	—
(5) 不妊治療(プレ・マタニティー医療)休暇	男女問わず従業員に診断に基づき受ける治療行為のための特例休暇(有給)を、1日または半日単位で取得させた事業主	1万円/1日 5千円/半日	—

【イクボス・ファミボス宣言(子育て応援+)】

「鳥取県男女共同参画推進企業」のうち、男性の家事・育児参画のための休暇・休業取得に関する目標を掲げ、労使ともに雇用環境改善に取り組む企業を「イクボス・ファミボス宣言(子育て応援+)企業」としてホームページで公開したほか、金融機関と連携して金利優遇等の支援を行いました。

【登録企業数】 45社

【宣言に掲げられた目標(主なもの)】

- 男性職員が積極的に育児参画できるよう、育児休業取得促進のための啓発活動などの取組を行い、男性育児休業取得率の向上を図ります。
- 月1回のノー残業デーを設け、所定外労働の削減と合わせ男性従業員の家事や育児への参画を促します。
- 育児目的休暇(配偶者出産休暇等)を有給で3日間設け、取得を進めます。
- 代替要員を配置し、育児休業を取得しやすい環境を整備します。

イクボス・ファミボス宣言
(子育て応援+) 企業



〔3〕女性の職域拡大・キャリア形成

【女性リーダー育成セミナー】

株式会社インソース 重里恭子氏を講師に迎え、県内の中小企業の女性従業員を対象としたスキルアップやキャリア形成に資するセミナーを職位別に開催しました。

主任、係長、グループリーダー向け研修	【開催日・会場】 令和2年10月20日(火) 倉吉未来中心 【内 容】 ・リーダーシップとは・思考の整理力・基本的なコミュニケーション
管理職・リーダー向け研修	【開催日・会場】 令和2年10月21日(水) ホテルセントパレス倉吉 【内 容】 ・自身の役割・リーダーシップスタイル・思考の整理力・安定力
フォローアップ研修	【開催日・会場】 令和2年10月19日(月) 米子コンベンションセンター 【内 容】 ・リスクマネジメントの必要性、予防策のポイント 【開催日・会場】 令和2年10月21日(水) ホテルセントパレス倉吉 【内 容】 ・育成における心構え・コーチングスキルの習得 【開催日・会場】 令和2年10月22日(木) とりぎん文化会館 【内 容】 ・怒りと上手に付き合う・部下指導における怒りのコントロール

【セミナー参加者の声】

- ・普段、異業種の女性と話す機会がないので、良い刺激となりモチベーションアップにつながった。
- ・「リーダー」に高いハードルを感じていたが、「自分らしいリーダーになればよい」という前向きな気持ちになれた。
- ・苦手と感じていたコミュニケーションについてのノウハウを学ぶことができ、とても参考になった。



【ロールモデル※発信】

女性の入職が少ない分野をはじめ、県内で活躍している先輩女性(ロールモデル)から後輩女性に向けて、入職のきっかけや仕事を行う上で大切にしていること、やりがい等の自身の体験談をメッセージの形で紹介しました。

※ロールモデル:社員等が将来において目指したいと思う、模範となる存在

【発信媒体】

- ・日本海新聞(連載4回、特集記事1回)、県ホームページ

【ロールモデルの職業分野】

- ・建設業、観光業、情報通信業、運輸業、食品関係(製造販売・製品開発・品質管理)

【大学との連携による女性活躍推進】

公立鳥取環境大学と連携し、県内で活躍する女性技術士を講師として男女共同参画の理解者の拡大や若者のキャリア形成支援のための講座を開催しました。

【開催日】 令和2年12月7日(月)

【テーマ】 誰もが活躍できる社会づくり～女性技術士の視点から～

【内 容】 土木技術の職域において「技術士」として活躍中の3名が、仕事の魅力、女性として感じる職場環境や家庭環境のあるべき姿等について講演

【参加者の声】

- ・時短勤務できることや職場内での助け合いのエピソードを聞き、社会の変化を象徴しているように感じた。
- ・職場選択にあたり仕事内容だけでなく産休の実績や男女比率をみるようにしたいと思った。

〔4〕誰もが活躍できる職場づくりの支援・推進

【鳥取県男女共同参画推進企業、輝く女性活躍パワーアップ企業】

鳥取県では、仕事と家庭の両立支援、各種ハラスメントの防止、性別によらない均等な能力活用など、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定し、様々な支援を行っています。そのうちさらに、管理的地位に占める女性割合 25%以上(従業員数 100 人以上の企業は 30%以上)を目指して人材育成や環境整備に取り組む企業については、「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録し、「女性活躍職場づくり助成金等事業補助金」によって各取組に係る支援を行いました。

【働き方改革に係るセミナー】

とっとり働き方改革支援センターでは、企業からの相談内容に応じた専門家(社会保険労務士等)派遣、セミナーを通じた取組事例や関連施策の普及啓発により、「働きやすい職場づくり」と「生産性向上」を両輪とした「働き方改革」を進めています。

<働きやすい職場づくりセミナー(動画配信)>

【開催期間】 令和2年9月～11月

【テーマ】 ダイバーシティ推進(公正採用研修会受講対象者に対するセミナー)

<ハラスメント対策セミナー(再確認編・窓口担当者向け応用編)>

ハラスメント防止研修(再確認編)	ハラスメント対策(窓口担当者向け応用編)
【開催日】 令和2年9月1日(火)	【開催日】 令和2年10月7日(水)
【会場】 倉吉交流プラザ	【会場】 県庁講堂(オンライン形式と併用)
【講師】 メンタルプラス株式会社 代表取締役 和田 隆 氏	



再確認編



相談窓口担当者向け応用編

<「同一労働同一賃金」対応実務講座(オンライン)>

【開催日】 令和3年2月3日(水)

【講師】 杜若経営法律事務所 弁護士 向井 蘭 氏

<実践事例から学ぶ 働きやすく生産性の高い職場づくりセミナー(オンライン)>

【開催日】 令和3年3月15日(月)

【講師】 株式会社KMユナイテッド 代表取締役社長・CEO 竹延 幸雄 氏

【参加者の声】

- ・指導とパワハラの違いについて再確認できた。
- ・カウンセラーの視点でのセミナーは具体的な解決方法やメンタル面のアプローチもあり良かった。
- ・判例を読み解き具体的な実務に結びつけた内容で同一労働・同一賃金の考え方の整理に役立つ。
- ・職場や業界を改革するには既存の常識やルールを疑うことが大切だということがよく分かった。

[5] 男女共同参画への理解促進と機運醸成

【「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」策定】

「誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる男女共同参画社会」の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため男女共同参画社会基本法及び鳥取県男女共同参画推進条例に基づく「鳥取県男女共同参画計画」として、「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」を策定しました。

※鳥取県が目指す男女共同参画社会は、性別にとらわれることなく、性の多様性を前提としたものであることから、その理念が広く理解されるよう、計画の名称を「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」としました。

【計画期間】

令和3年度から令和7年度まで

【計画の体系】

3つの基本テーマと6つの重点目標を設け、男女共同参画の推進を図ります。

基本テーマA 誰もが活躍できる環境づくり	重点目標1	働く場における女性の活躍推進
	重点目標2	地域・社会活動における女性の活躍推進
基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり	重点目標3	生涯を通じた健康支援
	重点目標4	誰もが安心して暮らせる環境整備
	重点目標5	あらゆる暴力の根絶
基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	重点目標6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

【「第2次鳥取県女性活躍推進計画」策定】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために「第2次鳥取県女性活躍推進計画」を策定しました。

【計画期間】

令和3年度から令和7年度まで

【施策の方向性】

鳥取県ならではの「機動性」や「顔の見えるネットワーク」を活かし、企業と行政とが連携しながら、県民総参加で、女性活躍のトップランナー県を目指し、「やりがいを持ち活躍できる環境の整備」と「誰もが安心して働き続けられる環境の整備」の2つの柱により施策を展開していきます。

【基本目標】

・企業の管理的地位※に占める女性割合(従業員10人以上、100人以上の事業所ともに)

⇒ 令和7年度までに30%以上

※管理的地位とは、役職名に関わらず、部下を管理監督する権限のあるポスト以上の職(役員を含む。)をいう。

・輝く女性活躍パワーアップ企業登録数 ⇒ 令和7年度までに500社

・男女共同参画推進企業認定数 ⇒ 令和7年度までに1,150社

・イクボス・ファミボス宣言企業数 ⇒ 令和7年度までに1,000社

・男性の育児休業取得率 ⇒ 令和7年度までに30%

・年度途中の保育所等の待機児童数 ⇒ 令和7年度までにゼロ

【男女共同参画推進人材育成協働事業】

男女共同参画を推進するキーパーソンとなる人材を育成するために、知識やスキルなどの向上を目的とした様々なテーマの講座を開催しました。民間団体に企画運営を委託して実施する委託講座(公募)を2講座、よりん彩の直営講座を1講座、合計3講座を実施しました。

<委託講座(公募)>

【開催日・会場】 令和2年11月28日(土) 岩美町中央公民館いわみんホール

【テーマ】 「ジェンダー」ってなあに？

【講師】 上野 千鶴子 氏(東京大学名誉教授)

【主催】 ポンフィティの会

【開催日・会場】 令和2年12月5日(土)～6日(日)、令和3年2月23日(火) 倉吉未来中心等

【テーマ】 ジェンダー学習のネクスト・ステップへ社会をかえるための参加型プログラムづくり

【講師】 栗本 敦子 氏(Facilitator's LABO)

【主催】 みーふあいゆー

<直営講座>

【開催日・会場】 令和3年2月28日(日) 米子コンベンションセンター

【テーマ】 コロナ禍の中の社会で考える男女共同参画

【講師】 片岡 佳美 氏(島根大学法文学部教授)

【参加者の声】

- ・ジェンダーについて本質的に分かった気がする。
- ・学校の授業以外のもっと詳しい話が聞けて良かった。
- ・コロナ禍で表面化したことを、皆で考え行動する機会が現実的になったことが分かった。



【よりん彩活動支援事業補助金 公開講座】

県内で活動する団体などが自ら企画運営する男女共同参画への理解を深める講座の開催に対して補助金を交付し、活動を支援しました。

【開催日・会場】 令和2年9月19日(土) 琴浦町まなびタウンとうはく

【テーマ】 「このご時世！イライラ・怒りの対処術」(アンガーマネジメントで幸せ生活)

【講師】 稲田 尚久 氏

【主催】 琴浦町男女共同参画推進会議

【開催日・会場】 令和2年11月7日(土) 日本財団まちなか拠点 in yonago

【テーマ】 「オンライン講演会 学校カフェが地域をつなぐ」

【講師】 石井 正宏 氏、古林 美香 氏

【主催】 任意団体 いいへん

【開催日】 令和2年11月27日(金)、令和2年12月4日(金)、6日(日)

【会場】 八頭町中央公民館

【テーマ】 「月経講座～自分のこころとからだを感じてみよう～」

【講師】 三輪 よし子 氏

【主催】 認定 NPO 法人ハーモニカレッジ

[6] 全国トップクラスの女性参画

鳥取県では、政策・方針決定過程の場や防災分野などへの女性の参画が、全国トップクラスとなっています。

都道府県議会議員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	東京都	32.3
2	京都府	21.7
3	神奈川県	18.3
4	滋賀県	16.7
5	兵庫県	15.3
6	岩手県	14.6
7	埼玉県	14.6
8	沖縄県	14.6
9	岡山県	14.5
10	鳥取県	14.3

都道府県の地方公務員管理職に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	鳥取県	20.9
2	東京都	17.0
3	岐阜県	15.7
4	富山県	14.2
5	神奈川県	14.2
6	京都府	13.9
7	福井県	13.7
8	福岡県	13.6
9	島根県	13.5
10	兵庫県	13.5

都道府県の審議会等委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	48.6
2	島根県	44.2
3	鳥取県	42.4
4	佐賀県	40.9
5	岐阜県	39.5
6	石川県	38.0
7	埼玉県	38.0
8	長野県	37.0
9	宮崎県	36.8
10	鹿児島県	36.8

市町村の審議会等委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	福岡県	32.9
2	鳥取県	32.0
3	滋賀県	31.8
4	神奈川県	31.2
5	岡山県	30.4
6	大阪府	30.1
7	京都府	29.5
8	山口県	29.2
9	埼玉県	29.2
10	栃木県	29.1

管理的職業従事者に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	20.1
2	熊本県	19.0
3	高知県	18.8
4	京都府	18.6
5	青森県	18.5
6	福岡県	18.5
7	香川県	18.3
8	東京都	18.1
9	鳥取県	17.9
10	岡山県	17.9

都道府県防災会議の委員に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合(%)
1	徳島県	46.9
2	鳥取県	40.3
3	島根県	40.3
4	佐賀県	28.6
5	滋賀県	23.3
6	京都府	22.7
7	神奈川県	21.1
8	長崎県	20.6
9	岩手県	19.7
10	岐阜県	19.7

資料：全国女性の参画マップ（内閣府 男女共同参画局 2021年7月作成（2021年8月一部改訂））

Ⅱ 第4次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマと6つの重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標		施策の基本的方向
1	働く場における女性の活躍推進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり (3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2	地域・社会活動における女性の活躍推進	(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進 (4) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標		施策の基本的方向
3	生涯を通じた男女の健康支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等に関する支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
4	誰もが安心に暮らせる環境整備	(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (2) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (3) 外国人が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上困難な状況におかれている人への支援 (5) 性的マイノリティに関する理解促進
5	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標		施策の基本的方向
6	男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

Ⅲ 男女共同参画施策の実施状況

第4次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の取組結果

基本テーマA 男女が共に活躍できる環境づくり

●重点目標1 働く場における女性の活躍推進

(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(1)-1 ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、イクボス宣言企業に対して「イクボスパッジ」を配布するなど、「イクボス」の普及拡大を進めます。	・イクボス・ファミボス優良取組事例の表彰(11月) ・イクボス・ファミボス宣言企業を対象とした情報発信・企業説明会の開催(9月) ・多様な働き方の導入を検討する企業に対し運用している企業との相談機会を提供 ・イクボス・ファミボス養成塾の開催 ・女星活躍とっとり会議と連携し、ファミボスの取組事例発信や介護との両立に向けた初動対応ツールを作成 ・介護への備えや仕事との両立に関する助言等を行う介護等支援コーディネーターの派遣(9社) ・イクボス・ファミボス宣言企業数累計669社	B	イクボス・ファミボス宣言企業数は順調に伸び、男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業率は目標を達成済みだが、引き続き普及を進めるとともに、実践に繋がっていくようトップへの継続した働きかけを進めていく。	・イクボス・ファミボス優良取組事例の表彰及び発信 ・イクボス・ファミボス宣言企業を対象とする企業説明会の開催 ・多様な働き方の導入を検討する企業へ運用している企業との相談機会を提供 ・イクボス・ファミボス養成塾の開催 ・イクボス・ファミボス普及推進委員会による普及啓発 ・介護等支援コーディネーターの派遣(イクボス・ファミボス普及拡大事業・4,380千円)	女性活躍推進課
男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「男女共同参画推進企業」の認定を促進します。	・女性活躍企業推進員等の企業訪問活動等を通じた働きかけにより、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を推進 ・認定企業数累計860社	A	男女共同参画推進企業認定数は目標を達成済みだが、引き続き経済団体や市町村、関係部署等との情報共有、連携を図りながら、県下全域の企業へ効果的に働きかけを行う。	・男女共同参画推進企業認定委員会の開催 ・男女共同参画推進コーディネーター、女性活躍企業推進員の配置 ・働き方改革支援コンサルタント(就業規則整備支援)の派遣(※働き方改革支援センターの事業) (女性活躍に取り組む企業支援事業・5,380千円)	女性活躍推進課
男女共同参画推進企業認定を受けようとする企業に対し就業規則整備支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣し、就業規則整備を支援します。	働き方改革支援コンサルタントを28社に派遣し、就業規則の整備や働きやすい職場環境づくりの取組を支援(30年度より社会保険労務士派遣を働き方改革支援センターに一元化し、企業における働き方改革を一体的に推進)	A	引き続き経済団体や市町村等関係機関と情報を共有するとともに、働き方改革支援センターと連携して中小企業の就業規則整備を支援し、働きやすい職場環境づくりに推進する。	・男女共同参画推進企業認定委員会の開催 ・男女共同参画推進コーディネーター、女性活躍企業推進員の配置 ・働き方改革支援コンサルタント(就業規則整備支援)の派遣(※働き方改革支援センターの事業) (女性活躍に取り組む企業支援事業・5,380千円)	女性活躍推進課
家庭教育の充実にに向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県家庭教育推進協力企業」の増加や、職場で実施する家庭教育に関する研修へ講師を派遣し、企業の取組を推進します。	新たに54社と協定を締結	A	・引き続き、家庭教育推進協力企業制度の周知を図る ・企業が行う家庭教育支援の研修会等への講師等の派遣	・企業との連携による家庭教育の推進(鳥取県家庭教育推進協力企業制度)(とっとりふれあい家庭教育応援事業・8,898千円)	社会教育課
労働者・経営者からの労働・雇用に関する相談に対し助言・情報提供を行います。	・県内3か所の中小企業労働相談所みなくるで、電話や対面での相談に応じた。相談件数:2,494件(内職相談は含まない) ・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣(のべ61社)。 ・商工団体・支援機関・県内企業の担当者を対象に、ハラスメント対策、テレワークの推進、働き方改革関連法、働きやすい職場づくり、多様な働き方(ダイバーシティ)に関するセミナーをオンラインで実施・配信(セミナー開催計5回延べ309名参加、動画配信計1回1,018件再生)	B	・みなくるへの相談は、労働条件に関するものが最も多く、気軽に相談できる窓口として引き続き広報等で周知する。 ・各商工団体の担当者向け、県内事業者向けのセミナー・事例発表会を引き続き実施する。	・県内3か所の中小企業労働相談所みなくるで、電話や対面での相談に対応。(労働者福祉・相談事業の一部 30,202千円) ・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士等)を派遣。 (働きやすい鳥取県づくり推進事業の一部 8,000千円) ・各商工団体担当者を対象とした働き方改革や新しい働き方(テレワーク、複業等)に係るセミナーの実施及び各商工団体が支援した事例を普及啓発。 (働きやすい鳥取県づくり推進事業の一部 3,536千円)	とっとり働き方改革支援センター
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善を促進します。	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣(延べ61社)。 ・商工団体・支援機関・県内企業の担当者を対象に、ハラスメント対策、テレワークの推進、働き方改革関連法、働きやすい職場づくり、多様な働き方(ダイバーシティ)に関するセミナーをオンラインで実施・配信(セミナー開催計5回延べ309名参加、動画配信計1回1,018件再生)	B	・専門家派遣につなげるため、各商工団体の担当者を対象とした働き方改革に係る研修を実施する。	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士等)を派遣。 (働きやすい鳥取県づくり推進事業の一部 8,000千円) ・各商工団体担当者を対象とした働き方改革や新しい働き方(テレワーク、複業等)に係るセミナーの実施及び各商工団体が支援した事例を普及啓発。 (働きやすい鳥取県づくり推進事業の一部 3,536千円)	とっとり働き方改革支援センター
事業所などが実施する社内研修などに講師を派遣し、職場環境の改善を促進します。	・中小企業労働相談所みなくるが講師を派遣し、社内研修を実施。 R2実績:46件	B	・引き続き事業所のニーズに対応した効果的な研修を実施する。	・企業の要望に応じてメンタルヘルス、ハラスメント、ワーク・ライフ・バランスなどの社内研修を実施。 (労働者福祉・相談事業の一部 618千円)	とっとり働き方改革支援センター

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
企業を対象にした、職場環境改善に関するセミナーや、基礎的な労働関係法令などに係る労働セミナーを開催します。	・中小企業労働相談所みなくるが、職場のトラブルの対処法や就業規則の見直しポイントなどの労働セミナーを開催。 年間15回(3か所×5回) 参加者数:243名	B	・引き続き事業主と労働者双方に有用なテーマで継続的に開催するとともにセミナーの開催を周知する。	労働者向け・企業向けセミナーの開催。 (労働者福祉・相談事業の一部 1,113千円)	とっとり働き方改革支援センター
「企業子宝率」の数値を用いて調査・分析し、効果的な取組を行っている企業を表彰し、その企業の取組を紹介する冊子配布を行うことにより、企業の意識改革を推進します。	「企業子宝率」の調査は令和元年度で終了したが、男性従業員に育児休業等を取得させた県内企業に奨励金を支給する「企業ファミリーサポート休暇等取得促進奨励金」のほか、「イクボス・ファミボス宣言」を行った企業への金融機関と連携した支援などにより、企業における取組の推進を図った。	B	・引き続き制度の周知と企業意識の醸成が必要であり、企業に向けて的確な制度周知等に取り組む。	・企業ファミリーサポート休暇等取得促進奨励金による助成 (子育てしやすい企業推進事業・2,000千円)	子育て王国課
行政職員における時間外勤務削減、休暇取得促進などに向けた業務改善、風通しのよい職場づくりなどを推進します。	・新型コロナウイルス感染症対策に関わる部署、災害対応や児童虐待等の緊急対応が必要な部署等で時間外勤務の実績が多い傾向にある。一方で、半分程度の所属では対前年比で時間外勤務は減少しており、平成29年度から取り組んできた県庁働き方改革、さらには平成31年4月から適用となった時間外勤務命令の上限規制もあり、時間外勤務の縮減の取組は定着してきている。 ・6月～9月を休暇取得促進月間として年次有給休暇及び夏季休暇取得促進通知を発出するとともに、8月1日から15日の間を「とっとりクールダウンウィーク」、お盆の1週間を集中休暇期間として職員の有給休暇等の取得促進を図った。 ・多様な働き方につながる取組を進めていくため、6～9月を「働き方チャレンジ」期間に設定し、サテライトオフィス、在宅勤務等の活用推奨により、利用者の拡大につながった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響下においても風通しのよい職場づくりを進めていくため、例年実施のあいさつ運動やスポーツ大会などの取組について効果的な代替案を検討したが、実施することができなかった。	B	・新型コロナウイルス感染症対応による長時間労働の常態化により上限に対する意識の緩みが生じる可能性があることから、上限規制への意識づけのため、データ等を活用して継続した注意喚起を行う。 ・時間外勤務の削減のみでなく、業務改善や制度の見直し等を通じて働きやすい環境を整備することにより、仕事の品質・生産性の向上並びに職員のワークライフバランスの充実を図る総合的な取組とする必要がある。	従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワークライフバランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備する。 (県庁働き方改革推進事業:1,439千円)	職員支援課

(1)ー2 ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
待機児童の解消に向け、放課後児童クラブの設置や保育所などへの支援を行います。	運営費の助成や県単独での加算措置に加えて新增設の施設整備を支援し、受け皿を拡大した。	B	受け皿を拡大するも、年度中途の待機児童が発生しているため、引き続き支援するとともに、保育士等の処遇改善を図っていく。	・待機児童の解消に向け、放課後児童クラブの設置や小規模を含めた保育施設の整備を進める。 (子どものための教育・保育給付費県負担金:3,469,917千円) (私立幼稚園運営費補助金(私立幼稚園運営費補助金):137,411千円) (放課後児童クラブ設置促進事業:12,734千円) (子ども・子育て支援交付金:692,733千円)	子育て王国課
放課後子供教室の運営費を補助し、子どもに放課後などの安全で安心な活動拠点を確保します。	・放課後子供教室を実施する市町村への運営費補助(8市町村40教室) ・放課後子供教室の関係者を対象とした研修会の開催	B	・引き続き、放課後子供教室を実施する市町村へ運営費を補助する ・放課後子供教室の関係者を対象とした研修会の開催	・放課後子供教室を実施する市町村への運営費補助の継続 ・放課後子供教室の関係者を対象とした研修会の開催 (地域学校協働活動推進事業 47,000千円)	社会教育課
幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園や、地域の未就園児や保護者などを対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園、私立認定こども園を支援します。	県内の全ての私立幼稚園と一部の認定こども園において、教育時間終了後の預かり保育や園開放等を実施しており、保護者等に対する子育て支援につながっている。	A	引き続き支援を実施し、取組が進むよう働きかける。	・県内の全ての私立幼稚園と一部の認定こども園において、教育時間終了後の預かり保育等を実施する。 (私立幼稚園運営費補助金(子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金):23,503千円)	子育て王国課
病児・病後児保育において、国庫補助要件を超えて職員を配置している施設又は職員配置や利用児童数が国庫補助要件に満たない施設の運営費の助成などにより、病児・病後児保育の充実を図ります。	さらなる支援の拡充として、病児保育予約等のシステム導入や病児施設と病後児施設の連携強化に対する支援(補助)を創設した。	A	市町村と協力し、病児・病後児保育施設の新規開設や利用者が施設を利用しやすいような環境整備を引き続き行う。	病児・病後児保育施設の新規開設や利用者が施設を利用しやすいよう施設の環境整備を行う。 (病児・病後児保育普及促進事業:2,588千円)	子育て王国課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
第3子以降保育料の無償化と併せて、第1子と同時在園の第2子の保育料の無償化(所得制限あり)を行う市町村への助成や、世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対して助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	本県独自制度である「第3子以降保育料完全無償化」、低所得世帯に特化した第2子保育料無償化(第1子同時在園の場合)を引き続き実施し、経済的負担を軽減した。 さらに、在宅育児世帯に対しても経済的支援を行う「おうちで子育てサポート事業」を引き続き実施した。	A	在宅育児世帯に対する経済的支援を全市町村で実施できるよう市町村と連携する。	・保育料の無償化や在宅育児世帯への経済的支援を実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を行う。 (保育料無償化等子育て支援事業・273,228千円) (中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業・31,562千円) (おうちで子育てサポート事業・44,105千円)	子育て王国課
児童発達支援センターを利用している多子世帯の利用料を軽減する市町村に対し助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。	児童発達支援センターを利用している世帯の第2子以降の利用料を軽減する市町村に対して助成を行った。 R2年度は8市町において実施した。	A	次年度も同様に取り組む。	児童発達支援センターを利用している世帯の第2子以降の利用料を軽減する市町村に対して助成することで、子育てに係る経済的負担の軽減を図る。 (児童発達支援センター利用料軽減事業717千円)	子ども発達支援課
働く介護家族向けに基本的な介護スキルを学べる「介護職員初任者研修」を実施する事業者に対して助成し、家族の負担軽減を図ります。	働く会社員等が受講しやすい開催日程且つ介護と仕事の両立に役立つ講座を盛り込んだ介護職員初任者研修を実施した事業者(1事業者)に対して助成した。	B	研修実施事業者の確保を図り、引き続き働く介護家族が受講しやすい研修の開催促進を図っていく。	・働く介護家族向けの「介護職員初任者研修」の開催を促進。 (鳥取県社会福祉事業包括支援事業内・400千円)	長寿社会課
介護サービスや制度に関する情報提供や介護家族が働きやすい意識醸成及び環境改善のための企業内研修開催を支援します。	鳥取県内に所在する企業等を訪問し、介護サービスや介護制度に関する情報提供を行うとともに、企業社員を対象に介護に関する研修会を開催した。 委託数:東部圏域・中部圏域・西部圏域各1事業者	A	訪問及び研修実施企業の確保を図り、引き続き企業内研修の開催促進を図っていく。	・企業社員を対象にした「企業内研修」の開催を促進。 (「働く介護家族応援!」企業内研修開催支援事業・2,000千円)	長寿社会課
高齢者への総合的な生活支援の中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を支援します。	センターの役割、業務、地域包括ケアの概要などについて地域包括支援センター職員研修を実施した(3回)。	B	地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き、市町村や地域包括支援センターの取組を支援していく。	地域包括支援センター職員研修を実施し、引き続き、地域包括支援センターの機能強化を支援する。 (地域包括ケア推進支援事業 25,181千円うち、地域包括支援センター職員研修 728千円)	長寿社会課

(1)ー3 男性の家事・育児や介護への参画促進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした講座を開催し、ワーク・ライフ・バランス及び男性の家事育児参画に関する理解促進を図ります。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。(派遣件数:2回、参加者数:27人) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図った。	C	・企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメンセミナーへ講師を派遣して支援。 (男女共同参画センター費・500千円) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (男女共同参画センター費・840千円)	男女共同参画センター
男性を対象とした企業内研修などを推進し、男性の家庭進出を促進します。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。(派遣件数:2回、参加者数:27人) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図った。	C	・企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメンセミナーへ講師を派遣して支援。 (男女共同参画センター費・500千円) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (男女共同参画センター費・840千円)	男女共同参画センター
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、制度の普及啓発などを行います。	企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣(延べ61社)	B	県内中小企業の男性の育休取得率は5.6%となっており(H30職場環境等実態調査)、引き続き、制度の周知を行う。	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士等)を派遣。 (働きやすい鳥取県づくり推進事業の一部8,000千円)	とっとり働き方改革支援センター
育休取得アドバイザー(社会保険労務士など)を事業所に派遣し、育休取得推進のための事業所内の体制整備、プランづくりを支援します。	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣(延べ61社) ・働きやすい職場づくりに関するセミナーをオンラインで開催(43名申込)	B	企業の課題に応じた専門家派遣、働きやすい職場づくりに取り組むための基盤づくりに対する補助等により、各社の経営課題に応じた支援を行う。	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士等)を派遣。 (働き方改革促進事業の一部8,000千円) ・働きやすい職場づくり・生産性向上(働き方改革)に取り組むための基盤づくりや、従業員の育児・介護休業等取得をきっかけとした社内体制の見直しを支援。 (働きやすい鳥取県づくり推進事業の一部2,700千円)	とっとり働き方改革支援センター
父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する奨励金の支給などにより、男性の育児参画を推進します。	・企業ファミリーサポート休暇等取得促進奨励金の制度周知及び奨励金の支給により、男性の育児休業等の取得促進を行った。	C	・企業ファミリーサポート休暇等取得促進奨励金は定期的に企業からの問い合わせもあり、徐々に知名度も上がっているといえる。一方で、男性の育休取得に直結していない面もあり、引き続き制度の周知と企業意識の醸成が必要。企業に向けて的確な制度周知等に取り組む。	・企業ファミリーサポート休暇等取得促進奨励金による助成 (子育てしやすい企業推進事業・2,000千円)	子育て王国課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業である「鳥取県家庭教育推進協力企業」の増加や、職場で実施する家庭教育に関する研修へ講師派遣し、企業の取組を推進します。【再掲】	新たに54社と協定を締結	A	・引き続き、家庭教育推進協力企業制度の周知を図る ・企業が行う家庭教育支援の研修会等への講師等の派遣	・企業との連携による家庭教育の推進（鳥取県家庭教育推進協力企業制度）（とっとりふれあい家庭教育応援事業・8,898千円）	社会教育課

(2)男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり

(2)ー1 企業における女性活躍の促進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
女性活躍に積極的に取り組む企業である「輝く女性活躍パワーアップ企業」の登録を促進します。	・女性活躍企業推進員等の企業訪問活動等を通じた働きかけにより、女性活躍に積極的に取り組む企業を推進 ・登録企業数累計302社	A	・登録企業は目標を達成済みとなったが、次の取組によって企業のステージに応じた支援を進める。 ・「輝く女性活躍パワーアップ企業」登録への第一階となる「輝く女性活躍スタートアップ企業」登録制度を新設 ・補助金の支援対象を「輝く女性活躍パワーアップ企業」のみから「男女共同参画推進企業」及び「輝く女性活躍スタートアップ企業」に拡大	・女性活躍に取り組む企業支援補助金による企業支援 ・社会保険労務士等派遣による企業支援 ・女性活躍推進に向けた課題対応研修（女性活躍に取り組む企業支援事業・5,380千円）	女性活躍推進課
女性活躍アドバイザー（社会保険労務士）による、女性活躍推進に資する職場環境改善などのためのアドバイスや施設整備などへの支援により、企業の女性活躍の取組を推進します。	・働き方改革支援コンサルタントを派遣し、女性の就労環境改善に向けた取組を支援した。（30年度より社会保険労務士派遣を働き方改革支援センターに一元化し、企業における働き方改革を一体的に推進。） ・補助金等支給件数10件（女性活躍のための企業支援補助金1件、環境整備支援助成金7件、育児休業復帰支援助成金2件）	B	・働き方改革支援センター等との連携により、制度の周知を図るとともに、制度を活用した女性活躍に資する職場環境改善の取組を推進する。	・女性活躍に取り組む企業支援補助金による企業支援 ・社会保険労務士等派遣による企業支援 ・女性活躍推進に向けた課題対応研修（女性活躍に取り組む企業支援事業・5,380千円）	女性活躍推進課
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、一般事業主行動計画策定に係る経費の一部を補助し、中小企業の一般事業主行動計画策定の取組を促進します。	女性活躍企業推進員等による企業訪問の際に一般事業主行動計画策定に係る情報を提供。	B	労働局と情報共有しながら、女性活躍企業推進員等による企業訪問等の機会を捉えて、行動計画策定について周知し取組を促進する。	女性活躍企業推進員等による企業訪問等の機会を捉えて、個別に行動計画策定について周知するとともに、働き方改革支援コンサルタントの派遣により、行動計画策定のアドバイス等を行う。	女性活躍推進課
建設業で働く女性が就職・就業継続しやすい環境整備を促進するため、女性労働者を対象とした施設・設備・備品面での環境整備を行う事業主を支援します。	●とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金 事業実施概要 ・「けんせつ絵本のおはなし会」の開催 ・研修会（オンラインセミナー：建設ディレクターによる働き方改革、生産性向上等現場支援の取組について） ・「とっとり☆けんせつかるた」の制作 等	B	引き続き、とっとり建設☆女星ネットワークの取組を支援するとともに、県としてもシンポジウムを開催する等、啓発活動を行う。	●建設産業担い手育成支援事業 ・「建設産業における女性活躍推進シンポジウム（仮称）」の開催（324千円） ・とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業（560千円）	県土総務課

(2)ー2 自治体における女性活躍の促進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
県は率先して、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進します。	特定事業主行動計画で定めた管理的地位（係長級以上）の女性職員割合32%以上を目標に、女性登用を推進した。	A	引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づく女性幹部登用を積極的に行っていく必要がある。	—	人事企画課
	管理職試験の女性受験者促進を校長会等を通して行い、女性管理職候補者が増加するよう働きかけた。	A	・女性管理職を含む管理職の大量退職時期を控え、管理職を志望する教職員の育成が急務である。 ・引き続き、適材適所の配置による女性管理職の登用を図るとともに、教務主任等への登用、大学院派遣や研修の促進など管理職を志望する女性教職員が増加するよう、働きかけを行う。	女性校長会などとの意見交換を行い、女性管理職育成の課題等を点検するとともに、引き続き、適材適所の配置を図りながら、女性管理職の登用にも個別配慮を行う。	教育人材開発課
	「働き方改革」、「女性の活躍推進」、「ワークライフバランスの推進」の三位一体の取組を推進し、男女を問わず職員が前向きに仕事に取り組むことが出来る職場環境の構築を図った。	A	引き続き、三位一体の取組を推進していく必要がある。	意欲と能力のある女性職員の登用促進に向けて、管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修等を行うなど、女性職員のキャリア形成支援を行う。	警察本部警務課
フレックスタイム、サテライトオフィスなどを活用した働き方改革を行います。	・夏季においてフレックスタイム、時差出勤、夏季特例勤務、サテライトオフィス、在宅勤務の利用促進を図る「働き方チャレンジ期間」の取組を行い、制度の利活用、普及促進を図った。	A	引き続き、職員のワークライフバランス推進のために利用促進の取組を継続していく必要がある。	従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワークライフバランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備する。（県庁働き方改革推進事業：1,439千円）	人事企画課、職員支援課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
イクボスによる組織全体のワーク・ライフ・バランスを推進します。	一人ひとりの管理職の「イクボス・ファミボス度」をさらに高めていくため、個々の管理職の取組等を発信する「イクボス・ファミボス通信」を隔月で開始。また、動画視聴による「イクボス・ファミボス研修」を実施した。 子どもが生まれたすべての男性職員が『1か月以上の育児に伴う休暇・休業』を取得することを目指し、「所属長と対象職員のプランニング面談の実施」「対象職員によるプランニングシートの作成」「所属長から男性職員への1か月以上の休暇・休業取得勧奨」を必須として取り組んだ。	A	全ての職員が働きやすく、その能力を最大限に発揮できる職場づくりを目指して、継続した取組の検証と多様な働き方の推進、業務改善等による時間外勤務縮減等に取り組んでいく必要がある。	従来の働き方や概念にとらわれることなく、ワークライフバランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備する。 (県庁働き方改革推進事業:1,439千円)	職員支援課

(2)ー3 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
ロールモデルの情報発信を行い、女性管理職の登用などに向け、女性の意識改革を推進します。	分野の偏りなく県内で活躍している女性ロールモデルを年間を通じて新聞等で発信。	B	女性ロールモデルの発掘、情報収集等、関係部署と連携して取り組む	新日本海新聞等において、女性ロールモデルからのメッセージ等を掲載し、女性ロールモデルを広く発信する。 (女性のキャリアアップ・キャリア形成支援事業・8,524千円)	女性活躍推進課
ロールモデルやメンターとの交流を通じて、働く女性同士のネットワークを構築し、女性の孤立化を防止します。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、女性ロールモデルと働く女性との意見交換会の実施を見送った。	B	働く女性同士が交流し、不安や悩みを共有できる場を設定するなど、ネットワークの構築支援を行う必要がある。	女性ロールモデルと働く女性との意見交換を実施する。また、女性従業員同士の交流の場を設定し、ネットワークづくりを支援する。 (女性のキャリアアップ・キャリア形成支援事業・8,524千円)	女性活躍推進課
女性のスキルアップのためのセミナーを開催し、管理職候補者の育成や女性の意欲向上を図ります。	女性従業員がキャリアアップを目指し、スキルアップに資するセミナーを開催。	B	働く場において女性が能力発揮できる環境づくり、経営者の意識改革に向けた取組を継続していく必要がある。	女性従業員がキャリアアップを目指し、キャリアプランを描き、実践的なスキルを身につけるリーダー研修を実施する。併せて、セミナー参加者と県内企業の女性経営者等との意見交換を実施する。 (女性のキャリアアップ・キャリア形成支援事業・8,524千円)	女性活躍推進課
高校生への業界説明や現場見学などにより、建設業の魅力を発信し、女性人材確保を推進します。	インターンシップ研修受入企業支援事業 建設業 受入企業11社・生徒19名 測量等 受入企業 1社・生徒2名 鳥取県建設業魅力発信事業 7件(5団体) 鳥取県測量設計業協会ほか4団体において、広報・シンポジウム、施工現場見学会や舗装施工体験を実施するなど、建設業の魅力発信の取組を実施した。	C	引き続き事業の周知を図り、さらなる活用促進を図る。	●建設産業担い手育成支援事業 ・インターンシップ研修受入企業支援事業 土系系高校生の体験学習等を受け入れた建設関係企業の受入支援(1,179千円) ・鳥取県建設業魅力発信事業 若者や女性に建設業に興味・関心をもってもらうためのイベント開催等を実施する企業・団体に対して支援する(1,569千円) ・どぼくカフェ及び土木ツアー 若者や女性等を幅広い層を対象に、カフェスペースで土木に関わる身近な話題を取り上げるほか、実際の土木施設に触れてもらう等、地域社会と土木のつながりを発見してもらう機会を提供する(854千円)	県土総務課

(2)ー4 女性の就労・再就職支援

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練(2か月～2年間)を実施します。	【職業訓練実施状況】 ・新規学卒者対象訓練:83名入校及び進級 ・離職者対象訓練:595名入校及び進級 →就職者318名(令和3年3月末) ・障がい者対象訓練:23名入校 ・在職者対象訓練:352名入校	B	訓練修了者について、一人でも多くの早期就職に向けた就職支援が必要である。	新規学卒者、離職者、在職者等を対象に求職者及び企業双方のニーズを踏まえた職業訓練を実施。 (職業訓練事業費・476,804千円)	産業人材課
託児サービス付きの離職者向け職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援します。	【託児サービス付き訓練の利用状況】 託児サービス利用実績なし	B	託児サービス利用については、託児付き訓練の設定等柔軟な対応が必要である。	離職者を対象とした託児サービス付きの職業訓練コースを設定し、職業訓練受講中の保育サービスを提供することで職業訓練の受講機会を図り、就労を支援する。 (職業訓練事業費・476,804千円)	産業人材課
訓練期間中に保育所等を利用する経費の一部を奨励金として支給し、子育て中の求職者の職業訓練の受講を促進します。	【職業訓練生託児支援事業】 訓練生21名(託児児童数26名)に対し奨励金を支給	B	引き続き、女性の再就職支援等のため、職業訓練期間中に要した保育料助成を実施する。	求職活動中の育児者が職業訓練を受講する場合に、訓練期間中に子どもを保育所等に預ける経費の一部を奨励金として支給する。 (職業訓練事業費・476,804千円)	産業人材課
働くことを希望する女性のためのワンストップ相談窓口を設置し、求職者と企業双方のニーズにあった職場開拓、マッチングを行い、女性の就業を支援します。	県立ハローワークにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施 ・女性の求職者数 1,995人(3月末現在) ・女性の就職者数 1,596人(同上)	B	県立ハローワークにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施する。	県立ハローワークにおいて就職に関する相談、職業生活に関する相談、職業紹介を実施。 (鳥取県立(鳥取・倉吉・米子・境港)ハローワーク管理運営事業 111,485千円)	鳥取ハローワーク

(2)ー5 女性の総合的な起業支援

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
女性が起業を考えるきっかけとなるセミナーを開催し、女性の起業意欲向上を図ります。	起業家予備軍の裾野拡大、起業後間もない起業家等のネットワーク拡大のために「令和2年度起業家交流セミナー」を2月にオンラインで実施し、39名の参加申込があった。	B	引続き、起業家交流セミナーにより、起業創業に向けた機運醸成や起業家相互のネットワーク構築を進める。	若者や女性、移住希望者等、広く起業を目指す者と先輩起業家や創業支援機関とのネットワークづくりのための交流セミナーを開催する。 (とっとり起業交流セミナー 165千円)	産業未来創造課
事業継続に向けた支援や起業した女性同士のネットワークづくりを目的としたセミナーを開催し、女性が起業しやすい環境整備を行います。	起業家予備軍の裾野拡大、起業後間もない起業家等のネットワーク拡大のために「令和2年度起業家交流セミナー」を2月にオンラインで実施し、39名の参加申込があった。	B	引続き、起業家交流セミナーにより、起業創業に向けた機運醸成や起業家相互のネットワーク構築を進める。 また、市町村・商工団体(特に金融機関)と連携し、事業化に向けた伴走支援が継続的に受けられるよう、県内起業家等による支援体制を充実させていく。	若者や女性、移住希望者等、広く起業を目指す者と先輩起業家や創業支援機関とのネットワークづくりのための交流セミナーを開催する。 (とっとり起業交流セミナー 165千円)	産業未来創造課
女性の起業について、意識啓発・きっかけ作りの場としてのフォーラム開催から、先輩起業家による伴走支援や事業プラン発表会まで一貫した起業促進の取組を進めます。	起業家予備軍の裾野拡大、起業後間もない起業家等のネットワーク拡大のために「令和2年度起業家交流セミナー」を2月にオンラインで実施し、39名の参加申込があった。	B	引続き、起業家交流セミナーにより、起業創業に向けた機運醸成や起業家相互のネットワーク構築を進める。 また、市町村・商工団体(特に金融機関)と連携し、事業化に向けた伴走支援が継続的に受けられるよう、県内起業家等による支援体制を充実させていく。	若者や女性、移住希望者等、広く起業を目指す者と先輩起業家や創業支援機関とのネットワークづくりのための交流セミナーを開催する。 (とっとり起業交流セミナー 165千円)	産業未来創造課
起業などを行おうとする者又は起業などして間もない者に対する金融支援を行います。	創業支援資金の利用は171件(対前年比97%)・1,051,740千円(同90%)の利用があった。	A	引き続き、創業前後の資金繰りを支援する。	中小企業者の事業活性化と経営安定のため、利息・保証料を軽減した制度運営。企業自立サポート事業(制度金融費)利子補助10,385千円、信用保証料負担軽減補助金5,144千円)	企業支援課

(2)ー6 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
非正規社員の正社員への転換を実現した事業主に対する助成金の給付などにより、雇用の質を高める取組を推進します。	ワークシェアリングや短時間勤務など求人企業に対して勤務条件の調整等を行い、求職者と企業とのマッチングを実施した。	A	引続き、県立ハローワークの相談支援により正社員化を促進する。	ワークシェアリングや短時間勤務など求人企業に対して勤務条件の調整等を行って、求職者と企業とのマッチングを行う。 (鳥取県立ハローワーク管理運営事業 111,485千円)	雇用政策課、とっとり働き方改革支援センター
労務管理アドバイザー(社会保険労務士)を事業所に派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善を促進します。【再掲】	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣(延べ61社)。 ・商工団体・支援機関・県内企業の担当者を対象に、ハラスメント対策、テレワークの推進、働き方改革関連法、働きやすい職場づくり、多様な働き方(ダイバーシティ)に関するセミナーをオンラインで実施・配信(セミナー開催計6回延べ326名参加、動画配信計1回1,018件再生)	B	・専門家派遣につなげるため、各商工団体の担当者を対象とした働き方改革に係る研修を実施。	・企業からの相談内容に応じて、働き方改革支援コンサルタント(社会保険労務士等)を派遣。 (働きやすい鳥取県づくり推進事業の一部 8,000千円) ・各商工団体担当者を対象とした働き方改革に係るスキルアップ研修の実施及び各商工団体が支援した事例を普及啓発。 (働きやすい鳥取県づくり推進事業の一部 836千円)	とっとり働き方改革支援センター
各種ハラスメントをテーマとしたセミナーなどを開催し、職場などにおけるハラスメント予防に向け普及啓発を図ります。	・みなくるでの労働相談においてハラスメントに関するものについて助言を行ったほか、ハラスメントをテーマにした社内研修に講師を派遣(社内研修全体の実績は46件、うちハラスメントは20件)。 ・中小企業労働相談所みなくるが主催するセミナーでハラスメント防止に関するセミナーを1テーマ、3回実施(参加者数32名)	B	・引き続き事業主と労働者双方に有用な支援・事業を継続的に実施する。	・労働者向け・企業向けセミナーを開催。 ・働きやすい職場づくりのための社内研修に無料で講師を派遣。 (労働者福祉・相談事業の一部 1,460千円)	とっとり働き方改革支援センター

(3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
女性農業者団体などの産業界や地域で活躍する団体によるセミナーや研修を支援します。	・農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性が能力を発揮し活躍できる環境を整備し働き方改革を実現し、女性リーダーの育成等に資するため、以下の取組を支援。 (とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業) ・とっとり農業女子ネットワーク(H30年1月発足)の活動(自主企画研修会、交流会、消費者へのPR等) ・女性農林漁業者が構成する団体等が行う働きやすい環境整備等(3団体) ・スキルアップのための資格取得(大型特殊免許3名他)	C	・引き続き、農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性が能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで働き方改革を実現するとともに、地域の農林水産業界を牽引する女性リーダーを育成するなど女性活躍を推進する。 ・R3年度新規の取組として女性が働きやすい就労環境を目指すために必要となる経費を支援する。(更衣室、休憩室、シャワー室等の整備) 農業者による経営計画策定時や、補助事業活用時に、引き続き、各普及所から家族経営協定の制度、意義について説明し推進する。	・R3年度新規の取組として女性が働きやすい就労環境を目指すために必要となる経費を支援する。(更衣室、休憩室、シャワー室等の整備) (鳥取農林水産業女子が進める働き方改革推進事業)	農林水産政策課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
農産物加工、販売などに取り組む女性組織などに対し、新商品開発や施設整備などを支援します。	・6次産業化(農商工連携)に取り組む農林漁業者に対し、施設・機械整備等経費を支援した。 支援件数:15件(うち女性代表者:1件)	B	更なる事業PRを行い、周知を図るとともに、事業希望に沿った取り組みとなるよう、継続した支援の実施。	・引き続き、農産物加工、販売などに取り組む女性組織などに対し、事業のPRを行うとともに、新商品開発や施設整備、販路拡大に向けた研修費・販売PR活動などを支援。 (6次化・農商工連携支援事業 43,388千円) (食のみやこ鳥取県推進事業(魅力ある食づくり事業)3,444千円) (うち、とっとりオリジナル加工品づくり支援事業750千円)	食のみやこ推進課
農家への戸別訪問や研修会などにより、家族経営協定締結推進とフォローアップを実施します。	・各普及所において家族経営協定の制度・意義について説明した結果、家族経営協定締結農家数(累計)が増加(H27:290組→H28:302組→H29:314組→H30:332組→R1:356組)。	A	農業者による経営計画策定時や、補助事業活用時に、引き続き、各普及所から家族経営協定の制度、意義について説明し推進する。	農業者による経営計画策定時や、補助事業活用時に、引き続き、各普及所から家族経営協定の制度、意義について説明し推進する。	農林水産政策課
女性の経営参画に対する意識啓発、経営参画に必要な知識・技術習得のための研修会の開催や資格取得、女性組織などが開催する研修会などへの支援を行います。	・女性農林漁業者が構成する団体等が行う働きやすい環境整備等(3団体) ・スキルアップのための資格取得(大型特殊免許3名他) ・各普及所において家族経営協定の制度・意義について説明した。	B	我が家の生産性・所得向上に繋がるよう各普及所と連携し、任意団体を支援していくことが必要。	・(再記)R3年度新規の取り組みとして女性が働きやすい就労環境を目指すために必要となる経費を支援する。(更衣室、休憩室、シャワー室等の整備) (鳥取農林水産行女子が進める働き方改革推進事業)	農林水産政策課
農林水産業団体役員などを対象とした研修会を開催し、男女共同参画を含む人権意識高揚を図ります。	農林水産業団体の役員を対象とした女性問題を含む人権研修会を東・中・西部で計4回開催した。	D	農林水産業団体役員等の男女共同参画を含む人権意識がさらに高まるよう、あらゆる機会を活用し啓発を行う。	農林水産業団体の役員を対象に女性問題を含む人権研修会を東・中・西部で計4回開催する。(農林水産業団体人権問題啓発推進事業134千円)	農林水産政策課
女性の農業委員登用に市町村や関係団体などに意識啓発を図ります。	女性の農業委員の登用に市町村や関係団体に呼び掛けるなどの意識啓発を行った。 R2年7月の改選においては、新たに2町村で女性農業委員が生まれた。	C	公募制に移行した影響もあり女性農業委員不在の町村もあるが、農業委員改選時に女性の農業委員登用に向け引き続き市町村や関係団体等に意識啓発を図っていく。	女性の農業委員登用に市町村や関係団体などに意識啓発を図っていく。	経営支援課
林業女子会の立ち上げ支援、林業関係の女性ネットワークの構築など、女性も林業に従事しやすい環境整備を促進します。	女性グループ「森女」の活動を支援。	D	引き続き、女性グループの活動支援を実施していく。 女性技術者の積極的雇用を計画している事業体と情報共有を図る。	1. ネットワークの構築 林業普及指導事業(青年林業グループ活動支援補助金):550千円※予算上の男女区分け無し 2. 技術支援による環境整備 要望に応じて林業普及指導担当が技術指導を実施	林政企画課
県外での林業就業相談において、林業体験研修やトライアル雇用研修などの情報提供を行うとともに、女性の視点からの林業の魅力発信を行うなどにより、移住・定住者の新規林業従事者の確保を進めます。	森林の仕事ガイダンス(R2.10.10)、林業体験研修(R2.10.16～12.5の期間に隔週開催)において情報発信を行った。	D	引き続き、情報発信、女性グループの活動支援を実施していく。 女性技術者の積極的雇用を計画している事業体と情報共有を図る。	就業相談会等へ参加	林政企画課
漁業への新規就業支援を行うとともに、漁協女性部などが行う魚食普及活動や6次産業化の取組などを支援します。	・魚食普及活動を行う6団体へ助成した。 コロナウイルス感染症対策により実施できなかった活動もあったが、魚食普及の場で活躍する女性が増えてきた。 ・県漁協福部支所における女性潜水士(海女)等が行うワカメ養殖、ワカメやアカモクの商品化及びイワガキの漁場開拓に支援した。	C	県漁協福部支所における女性潜水士(海女)2名の活動や、網代女性部による漁村カフェ(なだばた)の経営は順調。魚食普及活動を行うことを通じて浜で活躍する女性の姿が増えてきている。引き続きこうした女性の活動の支援を継続する。	・漁村の担い手を確保するため、新規就業希望者の受入れ、指導及び着業に必要な支援を行う。 ・漁業関係団体、漁協女性部等が実施する魚食普及活動を支援。 (漁業従業者確保対策事業・116,188千円) (浜に活! 漁村の活力再生プロジェクト・2,644千円)	水産課
次世代の漁業者を育成するため、漁村女性の全国研修会などへの参加費助成などの支援を行います。	全国海女サミットへの派遣を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により全国海女サミットが中止になった。	C	モデルケースとなるよう、引き続き人材育成を継続する。	国事業の活用ができるよう支援する。	水産課

●重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

(1)議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
男女共同参画に関する人材の登録及び情報提供を行う「男女共同参画人材バンク」の充実を図り、地域・職場などにおける研修会への講師派遣や審議会など委員への女性登用などへの活用を進めます。	市町村や団体と連携して人材情報の収集を行ったり、各セミナー等の講師で適任と思われる未登録者に登録の働きかけを行った。	B	新規登録者の更なる掘り起しが必要である。	市町村や団体と連携して人材情報の収集を行ったり、各セミナー等の講師で適任と思われる未登録者に登録の働きかけを行う。 (センター運営事業 14,135千円)	男女共同参画センター
県の機関において、男女共同参画に関連するテーマで職場研修が実施されるよう働きかけや支援を行い、県職員の男女共同参画意識の向上を図ります。	・男女共同参画をテーマとした職員向け人権研修を実施した。	B	職場研修のテーマの一つに男女共同参画を取り入れてもらうことになった。	出前講座の開催 (普及啓発事業 5,018千円)	男女共同参画センター
県・市町村における女性の参画状況など男女共同参画の取組に関する調査を行い、情報を公開します。	県、市町村における男女共同参画の取組状況についてとりまとめ公表(男女共同参画白書及びマップ)。	A	継続して調査、作成する。	男女共同参画白書及びマップの作成、情報公開	女性活躍推進課

(2)地域活動における男女共同参画の推進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
市町村と連携して自治会等へ働きかけ、男女共同参画に関する出前講座を開催するなど、地域における男女共同参画の理解促進を進めます。	自治会、小中学校、高等学校等に男女共同参画センター職員が出向き、男女共同参画の推進に関する講座を実施することで啓発を行った。(6回)	B	引き続き市町村と連携して自治会などへさらに働きかけを行なうとともに、リモートによる開催などニーズに合った方法で出前講座の開催の増加に努める。	出前講座の開催 (普及啓発事業 5,018千円)	男女共同参画センター
鳥取県連合婦人会、鳥取県連合青年団、鳥取県子ども会育成連絡協議会、鳥取県PTA協議会などの活動支援や社会教育関係者の人材育成、指導者養成に取り組めます。	・鳥取県PTA協議会、鳥取県高等学校PTA連合会への活動支援の実施	B	・鳥取県PTA協議会、鳥取県高等学校PTA連合会への活動支援の実施	・鳥取県PTA協議会、鳥取県高等学校PTA連合会への活動支援 (社会教育関係団体による地域づくり支援事業・1,915千円)	社会教育課
	団体の会員数の減少、財政的に厳しい状況が続く中、各団体が目的や地域のニーズを把握し、課題解決に向けて活動し、これからの担う人材の育成に取り組んでいる。	B	会員数の減少等でねらいに沿った活動ができていない、事業のマンネリ化等が見られ、団体同士、市町村との連携等を推進し、互いの課題を共有した取組の推進を図る。	社会教育関係団体による地域づくり支援事業 2,676千円 社会教育関係団体の教育力を活用し、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成するために補助を行う。	社会教育課
	各地区の市町村社会教育担当者研究協議会により、事例紹介等により関係者の学ぶ機会を提供した。	A	引き続き、研修会等を実施し、関係者の学ぶ機会を提供していく。	関係機関との連携を取りながら、各市町村への支援・情報提供を行うとともに、合同の研修会等を開催する。	各教育局
学校教育活動全般を通じた地域や家庭の一員として貢献できる人材の育成に取り組む、生徒のボランティア活動、地域活動への参加を進めます。	・地域学校協働活動(学校支援ボランティア、放課後子供教室、地域未来塾等)を実施する市町村(17市町村)の支援 ・地域学校協働活動研修会の開催(計1回)	B	・地域学校協働活動(学校支援ボランティア、放課後子供教室、地域未来塾等)を実施する市町村を支援する ・地域学校協働活動研修会を開催する	・地域学校協働活動を実施する市町村の支援 ・地域学校協働活動研修会の開催 (地域学校協働活動推進事業 47,000千円)	社会教育課
	土曜日を活用し、学校と地域が連携した学習、学校での生産物の販売実習など体験活動を実施。(7校7事業)	B	働き方改革の流れの中で、これまで成果を上げてきた取組を県立高校裁量予算学校独自事業の一つとして、実施手法等を見直ししながら継続していく。	県立高校裁量予算学校独自事業の中で、各学校の状況等に応じて、地域と連携した多様な学習や体験活動を実施。	高等学校課
地域で積極的に活動する団体等の活動を支援するなど、多様な団体と連携して、地域における男女共同参画に関する理解促進を進めます。	地域活動団体の開催する講座開催に対して補助金を交付して支援した。(公開講座3件、研修支援講座3件)	B	地域活動団体や活動支援補助金を利用したことがある団体等に講座の実施を働きかけたり、多くの参加者が集まるようなテーマやリモート開催などニーズに沿った方向性を示し、応募してもらえる団体を開拓していく。	地域活動団体の開催する講座開催に対する助成 (活動支援事業補助金 1,000千円)	男女共同参画センター
コミュニティ・スクール等、地域・学校で協働して子どもたちの成長を見守る活動を推進します。	・地域学校協働活動(学校支援ボランティア、放課後子供教室、地域未来塾等)を実施する市町村(17市町村)の支援 ・地域学校協働活動研修会の開催(計1回)	B	・地域学校協働活動(学校支援ボランティア、放課後子供教室、地域未来塾等)を実施する市町村を支援する ・地域学校協働活動研修会を開催する	・地域学校協働活動を実施する市町村の支援 ・地域学校協働活動研修会の開催 (地域学校協働活動推進事業 47,000千円)	社会教育課
教員経験者など地域住民の協力を得ながら、放課後や土曜日などを活用した児童生徒への学習支援「地域未来塾」の推進に取り組めます。	・地域学校協働活動(学校支援ボランティア、放課後子供教室、地域未来塾等)を実施する市町村(17市町村)の支援 ・地域学校協働活動研修会の開催(計1回)	A	・地域未来塾を実施する市町村を支援する。 ・学習支援に係る研修会の開催する。	・地域学校協働活動を実施する市町村の支援 ・地域学校協働活動研修会の開催 (地域学校協働活動推進事業 47,000千円)	社会教育課

(3)地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
様々な場面で活躍する女性リーダーを対象としたセミナーを開催するなど、地域づくりに取り組む女性の人材育成を行います。	民間団体に企画運営を委託して実施する委託講座(公募)を2講座、直営講座を1講座を実施。(参加者数:218人)	B	男女共同参画の普及啓発や人材育成のため、参加者拡大につながる社会的関心の高いテーマや講師を選定していく必要がある。	民間団体に企画運営を委託して実施する委託講座(公募)を3講座、直営講座を2講座を実施予定。 (男女共同参画セミナー企画提案事業・900千円、男女共同参画推進人材育成事業・260千円)	男女共同参画センター
地域づくりに女性や多様な年齢層の参画を推進するため、地域づくり活動に意欲のある県民、NPO、住民団体、事業者などの環境、子育て、地域交流などの取組を支援します。	・県民、NPO、住民団体、事業者などが主体的に地域の課題に取り組んでいくよう、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターを通じた活動の支援や、クラウドファンディング、プロボノの活用等による、活動団体の資金調達、人材確保に係る支援を行った。(相談対応434件) ・令和新时代創造県民運動推進補助金により、団体の活動段階に応じた支援を行った。(計29件)	A	・さらなる活動の広がりや活性化を図っていくことが必要。 ・多様な主体による地域づくり活動を展開していくため、若者や企業などの地域づくりへの参画を促進する取り組みを展開していく。	公益財団法人とっとり県民活動活性化センターを通じた地域づくり活動の支援、令和新时代創造県民運動推進補助金による支援の実施 (令和新时代創造県民運動推進事業 34,919千円) (とっとり県民活動活性化センター事業 62,026千円)	県民参画協働課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度 of 取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
鳥取県の住みやすさ・働きやすさや恵まれた子育て環境、活躍の場などを活かし、老若男女を問わず多様な人材を移住者として受け入れられる地域づくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥取県移住定住サポートセンター」等の相談窓口を設置し、IUターンを希望される方の住宅・就職等に係る相談にワンストップできめ細かく対応した。 都市圏を中心とする県外在住の鳥取県への移住を考えられている方々、Uターンを考えている方々などに、鳥取の暮らし、子育て、就職などの必要な情報を届け、鳥取県へのIUターンにつなげるため、イベントの開催や多様な媒体などの活用により情報発信を行った。 市町村等の専任相談員の設置や、お試し住宅の設置、移住希望者への住宅支援や空き家改修の見積り支援、移住者を受け入れる団体の創設や民間団体との協働による移住定住の取組を支援し、移住の受け皿となる地域の受入体制の強化を進めた。 令和2年度上期移住者数 856人(年間分集計) 令和元年度の移住者数 2,169人 	A	新型コロナウイルスの感染拡大により、地方への人や企業の流れが生まれているとともに、テレワークなど働き方が変化している。安全・安心でゆとりある暮らしのできる本県の魅力が注目を集めているタイミングをとらえて様々な施策を展開し、人口減少対策を推進していく。	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥取県移住定住サポートセンター」等の相談窓口を設置し、IUターンを希望される方の住宅・就職等に係る相談にワンストップできめ細かく対応するとともに、都市圏での移住イベント等を実施。(移住定住推進基盤運営事業110,292千円) 都市圏を中心とする県外在住の鳥取県への移住を考えられている方々、Uターンを考えている方々などに、鳥取の暮らし、子育て、就職などの必要な情報を届け、鳥取県へのIUターンにつなげるため、イベントの開催や多様な媒体などの活用により強力的に情報発信を行う。(移住定住促進情報発信事業3,722千円) 市町村等の専任相談員の設置や、お試し住宅の設置、移住希望者への住宅支援や空き家改修の見積り支援、移住者を受け入れる団体の創設や民間団体との協働による移住定住の取組を支援し、移住の受け皿となる地域の受入体制の強化を進める。(移住定住受入体制整備事業・57,932千円) 新型コロナにより変化した価値観、働き方のニーズをいち早く捉え、従来の地域貢献、副業・兼業の壁を廃し、都市部の企業人材の多様な形で地域に関わりたいという思いに応え、地域への貢献に対して特産品で返礼する仕組みや鳥取と継続して繋がることのできるメンバーシッププログラム、ファミリーワーケーションなどによりこれまでとは異なる本県との関わりを創出する。(「ふるさと来LOVE(クラブ)とっとり」関係人口創出事業(74,364千円)) 	ふるさと人口政策課
男女が共に参加して環境教育を推進するため、地域の温暖化防止活動をリードする「とっとりエコサポーターズ(鳥取県地球温暖化防止活動推進員)」の人材育成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに委託し、地球温暖化防止活動を推進した。 地球温暖化防止活動・実践方法の情報発信・普及啓発⇒推進員へのメルマガ発信 地域で環境活動を推進する人材(地球温暖化防止活動推進員)の育成・支援⇒サポーター養成講座(オンライン)やチームゼロカーボンチャレンジ(意見交換会)等への参加、セミナー運営スタッフとしての協力 とっとりエコサポーターズ制度 R2年度委嘱者数19人(男性12人、女性7人)(累計97人) 	B	市町村等との連携やメール等での連絡環境を整備し、人材の新規開拓や推進員の継続的な活動(研修会等イベントへの参加や地域や職場等での情報発信)を促す。	鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに委託し、地球温暖化防止活動を推進する。 地球温暖化防止活動・実践方法の情報発信・普及啓発 地域で環境活動を推進する人材(地球温暖化防止活動推進員)の育成・支援(環境教育・実践推進事業(地球温暖化防止活動等推進事業)・8,089千円)	脱炭素社会推進課

(4)防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度 of 取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
防災や災害復興に関する会議など政策などの決定の場への女性の参画を推進します。	令和3年2月25日に防災会議委員の改選を行い、多くの女性の委員にも防災会議の場に参画をいただいている。(67名中27名、40.2%)	A	委員の更新に合わせ、一層の女性委員の参加を推進	(防災体制整備事業 10,565千円)	危機管理政策課
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画・各種マニュアルなどの整備を行います。	県地域防災計画の令和2年度修正において、女性の視点に立った避難所運営を実現するため記載の充実を図っており、この内容で取組を継続中。	A	女性への配慮のほか、要配慮者へ配慮した避難所運営が実現できるよう、市町村と共同して取り組む。	(防災体制整備事業 10,565千円)	危機管理政策課
女性防火組織(鳥取県女性防火・防災連絡協議会など)の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修などで消防防災への関心と意識、知識・技術などの向上を支援し、消防防災分野への女性参画を促進します。	女性防火・防災連絡協議会研修会(R2.10.24)を開催したほか、会の代表者が中国・四国ブロック女性防火クラブ連絡協議会幹部地域研修会(R2.12.7)へ参加した。	D	少子高齢社会や過疎化が進む現状を踏まえ、若年層、子育て世帯の女性のほか、女性団体の防災活動への一層の参画	女性消防団員の加入を促進するための市町村の取組に対して、鳥取県防災・危機管理対策交付金により財政支援を行う。(鳥取県防災・危機管理対策交付金事業・68,500千円)	消防防災課
自主防災組織における女性参入の促進や、防災活動への女性の参加拡大、女性消防吏員の増加・活躍に向けた取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 女性の消防団員への加入や女性団員の活動を促進するための市町村の取組に対して交付金を交付。 令和2年度防災士養成研修を開催した。受講者のうち女性が39名(全体の22%)を占めるなど、防災活動への女性の参加が進んでいる。 	D	<ul style="list-style-type: none"> 女性が入団・活動しやすい事業所等の環境づくりを推進する 女子学生への職業選択としての消防業務をPRする 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団は地域防災力の中核を担っているが、団員数の減少や高齢化が進行する中、消防団の機能を維持していくためには、女性をはじめ多様な方が消防団に加入できるよう、効果的な施策を展開。(消防団支援・連絡調整事業・16,187千円) 子育て世帯向け地域防災学習サポート事業や自主防災活動アドバイザー派遣などの取組を行う。(防災活動推進事業・5,833千円) 防災士をはじめとする地域防災リーダーを養成することにより、地域防災力の向上を図る。(地域防災リーダー養成事業・4,540千円) 	消防防災課

●重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

(1)生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
健康づくり文化の定着を目指した普及啓発の実施、健康づくりに積極的に取り組む施設、団体などを「健康づくり応援施設(団)」に認定するなど、「健康づくり文化」を推進します。	健康づくりに積極的に取り組む施設、団体等を「健康づくり応援施設(団)」に認定するなど、県民の健康づくりの環境整備を促進した。	B	R2年度から健康増進法が改正され、「禁煙」に関する応援施設は廃止を行った。その他の施設は横ばい状態である。今後も定期的に情報発信を行いながら、県民の健康づくりの環境整備がなされるよう推進していく。	・健康づくり推進事業(課内管理運営費で実施)	健康政策課
生涯を通じた健康な体づくりのため、誰もがスポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。	・令和2年度は総合型地域スポーツクラブに対して親子向け運動・スポーツ教室の開催経費を支援する「親子deスポーツ推進事業」を拡充し、「県民まるごとスポーツ推進事業」として、年齢・性別・障がいの有無に関わらず気軽に実施できるユニバーサルスポーツ教室の開催経費についても支援対象とし、親子に限らず、全ての県民が身近な地域において運動やスポーツに親しめる環境づくりを推進した。 ・令和2年度に開催した計48回の教室に延べ959人の参加があり、コロナ禍においても、県民の運動・スポーツ実施に一定の成果を上げることができた。	B	・スポーツ実施率の目標達成には、東京オリパラ、ワールドマスターズゲームズ関西の開催等を契機として、運動・健康づくりの機運をより一層高めていく必要がある。 ・また、コロナ禍にあっても身近な場所でスポーツ・運動を楽しむだけでいいように、更なる取組の強化が必要。	・県民のスポーツに対する意欲・関心を高め、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と健康・体力の保持増進を図るため、県民スポーツ・レクリエーション祭、親子で楽しむスポーツ教室等を実施する。また、スポーツ推進委員の資質向上と活動の活性化、総合型地域スポーツクラブの育成と活動の充実等の環境づくりなどを通じて、生涯スポーツを推進する。(生涯スポーツ推進事業:28,681千円) ・誰もがスポーツ、運動等を通じて健康づくりを楽しめる仕組みづくりを進めるため、スポーツ界の著名選手や指導者を「スポーツアンバサダー」として位置付け、イベント会場や希望団体等へ派遣するほか、スポーツ、運動はもとより、アウトドアアクティビティやスマートスポーツ(運動要素を取り込んだ生活スタイル)に取り組む方に「プチ体力・健康づくり宣言」していただき、定期的な健康づくり活動を促進する。併せて、総合型地域スポーツクラブで実施し、参加者から好評を得ている親子で楽しむスポーツ教室を競技団体等にも拡大展開し、親子でスポーツを行う機会を一層充実させる。(スポトピアとっとり推進事業:4,000千円)	スポーツ課
自殺予防週間や月間を通じた街頭キャンペーンの実施などにより、自殺予防に関する普及啓発を進めます。	・心の悩みに気づき、見守り、適切な専門相談機関へつなぐことができる人材の養成。 ・自殺予防週間、自殺対策強化月間や各種イベントでの普及啓発活動の実施。 ・若年者の自死対策として実施していた「SNS(LINE)による相談事業」について、令和2年5月から開催日を週1回から週3～4日に拡充し、新型コロナウイルス感染症の影響により心身の変調が生じる県民の心のケアに対応。	B	・自死者数は、令和2年は85人と3年ぶりの増加。引き続き普及啓発と相談体制の構築を進めていく。	・自死対策推進事業 14,250千円 ・とっとりSNS相談事業 8,316千円	健康政策課
各種がん検診の受診促進に向け、がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診受診啓発並びにがん検診を受けやすい体制の整備を進めます。	・がん検診未受診者に対する個別アプローチ(個別受診勧奨)を行う市町村への取組を支援 ・がん対策の推進に協力していただける企業をパートナー企業として認定 ・がん予防教育を実施する学校や企業等に対し、講師の派遣及び教材の提供 ・大腸がんの早期発見・早期治療及び検診受診率向上を推進させるため、市町村が大腸がん検診キット(便潜血検査)を直接送付又は健康相談員等を介し配布する場合に必要となる費用の一部を県が補助 ・県民が休日にごがん検診を受診できる機会を増やすため、市町村が休日にごがん検診車を使用する場合に必要な検診車休日割増費用の一部を支援 ・がんポータルサイト、CM、テレビ等のメディアを使ったがん検診受診啓発を実施 ・がん対策従事者功労知事表彰、がん征圧大会の実施によるがんに対する正しい知識の普及	C	がん検診の受診促進に向け取組をすすめているところであるが、一部現時点で目標の50%には至っていない。今後も個別アプローチへの支援等継続的な取組を実施し、がん予防や普及啓発、検診の受けやすい体制整備等を推進する。	これまでの取組に加え令和3年度は新たに以下の事業を実施し、総合的ながん対策を引き続き推進する。 ・鳥犬、国保連と連携し、がんに罹りやすい要因を分析することにより、がんリスクが高い方に対して、重点的にがん検診の受診勧奨を図る等、科学的な根拠に基づく効率的な受診勧奨を促進する。(2,046千円)	健康政策課
健康に関する情報提供、相談体制を整備し、健康づくりを支援します。	健康づくりに関する県民向けリーフレット等をHPに掲載し、普及啓発を行う。本庁及び各福祉保健局において、健康に関する相談に対応。	B	健康意識の醸成に向け、引き続き情報提供等を実施。	・健康づくりが県民の生活の中に定着されるように各種(食育、歯の健康等)週間、月間に併せて、チラシ配布やポスター掲示、ホームページに情報提供し、普及啓発を図った。 ・継続して健康に関する相談対応を実施。	健康政策課
市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者などを対象とした介護予防の取組の実施に係る研修などを実施し、介護予防対策を推進します。	・市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に介護予防従事者研修を実施した(2回)。 ・とっとりご当地体操交流大会は新型コロナの感染対策のため中止。	B	地域における介護予防の推進を図っていく。	引き続き、市町村等が行う介護予防事業が効果的・効率的に実施できるよう必要な知識・技術の習得を図る研修を行う。また、住民主体の通いの場等における介護予防体操の取り組みを推進する。 (地域包括ケア推進支援事業・25,181千円、うち、介護予防従事者研修・624千円、ご当地体操交流大会開催事業・2,215千円)	長寿社会課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
受動喫煙のない社会を目指して、喫煙者への禁煙支援や、たばこがもたらす健康被害に関する知識の普及をするとともに、特に健康被害を受けやすい妊産婦へは妊婦健診や母子手帳配布時など様々な機会を捉えて正しい知識の普及啓発を進めます。	喫煙による健康への影響等正しい知識の普及啓発や受動喫煙防止に係る補助事業を実施。	B	健康増進法の改正(平成30年7月25日公布)による受動喫煙防止対策強化に伴い、各施設管理者は施設の種類ごとに一定の受動喫煙防止対策が義務化されることから、関係施設の施設管理者等への周知を行い、受動喫煙防止について県民への普及啓発を行う。 また、望まない受動喫煙を防止するため、既存の小規模な飲食店が受動喫煙防止対策のために実施する、喫煙室の設置や施設の禁煙化に係る費用の一部を助成する。	・受動喫煙防止について、広く県民への普及啓発を実施(54千円) ・改正健康増進法に規定される「既存特定飲食提供施設」が、法改正を契機に施設の禁煙化を行う場合に、施設改装費用の一部を助成(500千円) ・従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事業所の取組に応じて助成(1,166千円)	健康政策課
男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。	・R2年度男性臨床心理士による心の相談件数:16件 ・R2年度オトコの相談件数:107件	B	あらゆる機会を捉えて男性への相談窓口の周知を図る。	引き続き男性対象相談窓口の周知を行う。(男女共同参画センター費・2,181千円)	男女共同参画センター

(2)妊娠・出産等に関する支援

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
「子育て世代包括支援センター(とっとり版ネウボラ)」を整備し、妊娠・出産(産前産後)・子育てまで切れ目のない相談支援などを行います。	各市町村が実施する子育て世代包括支援センター事業への支援を実施	A	子育て世代包括支援センターが実施する事業に対する支援を継続実施していく。	「とっとり版ネウボラ推進事業補助金」を活用した市町村支援 (とっとり版ネウボラ推進事業 15,985千円)	家庭支援課
不妊専門相談センターの設置や、不妊検査及び不妊治療に要する経費の一部を助成することで、不妊治療などの支援を行います。	不妊専門相談センターを継続設置するとともに、不妊検査及び不妊治療に要する経費の一部を助成。	A	不妊治療のニーズは年々増加しており、ニーズを踏まえた制度の充実を図るとともに、各種支援制度のPRを進めていく。	不妊専門相談センターを引き続き設置するとともに、不妊検査及び不妊治療に要する経費に対する助成を拡充し助成。 (願いに寄り添う妊娠・出産応援事業 234,844千円)	家庭支援課
望まない妊娠予防についての健康教育や出前教室の実施により、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	鳥取県助産師会に委託し、中学・高校や専門学校等へ出前講座を実施。	B	相談窓口の存在を広くPRし、的確に相談ニーズを掘り起こし、医療機関と連携しながら事業を進めていく。	鳥取県助産師会に委託し、中学・高校や専門学校等へ出前講座を実施する。 (健やかな妊娠・出産のための応援事業 10,516千円)	家庭支援課
周産期医療情報システムの活用、総合周産期母子医療センターへの搬送コーディネーターの設置などにより周産期医療の充実を図ります。	・周産期医療情報システムの運営、保守管理 ・搬送コーディネーターの調整に係る総合周産期母子医療センターの患者受入	A	・周産期医療情報システムの参加率が低い地域における加入促進 ・ハイリスク分娩の患者の総合周産期母子医療センターへの円滑な受入調整	・総合周産期母子医療センター、周産期医療施設の患者情報管理を行う周産期医療情報システムを運用する。 ・県内医療機関の重症患者等の把握を行うためのコーディネーターを総合周産期母子医療センターに設置する。 (周産期医療対策事業 4,459千円)	医療政策課
子どもの発病時の対処方法などに対する地域への出前講座、小児救急ハンドブックの作成、小児救急電話相談の実施などにより小児医療の充実を図ります。	・小児救急電話相談事業を実施 ・小児救急ハンドブック配布	A	・小児救急電話相談事業普及啓発マグネット作成・配布 ・小児救急ハンドブック作成・配布	・小児救急電話相談事業について、相談が集中する時間(19~22時)の回線数を2回線に増やすとともに、普及啓発(小児救急ハンドブック作成、出前講座の開催など)を行うことで、小児医療の充実を図る。 (小児救急電話相談事業 14,053千円)	医療政策課
性に関する指導・エイズ教育研修会の開催など、学校における性に関する指導・エイズ教育を充実します。	・新型コロナウイルス感染症の影響で、性に関する課題を含む生徒の抱える課題に対する教育・指導方法の普及推進を目的とするWYSH教育研修会がオンラインでの開催となったため、広く県内の学校へ周知し、参加を呼びかけ、指導の充実を図った。	B	・児童生徒を取り巻く環境は年々複雑化しており、指導の充実を図るため派遣等の取組を継続していく必要がある。	・引き続き、WYSH教育研修会へ希望のあった教職員の派遣を行う。	体育保健課

(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
エイズ・性感染症予防対策に向け、エイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発、医療体制を充実します。	性感染症予防キャンペーン(7~9月)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・学校祭での健康教育、学校でのパネル展示。 世界エイズデー(12/1)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。	B	性感染症検査受検者の増加 近年受検件数が減少している。関心を持ってもらうような取組の推進が課題。 正確な情報の普及啓発 県内では20~30代での発生が多い。若年層に対する地道な正しい知識の普及啓発が必要。	性感染症予防キャンペーン(7~9月)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・学校祭での健康教育、学校でのパネル展示。 世界エイズデー(12/1)の実施 ・リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。 ・県内の駅等で街頭キャンペーンを実施。 (エイズ予防対策事業4,731千円)	健康政策課
「薬物乱用防止研修会」を開催するなど、学校における薬物乱用防止教育の充実を図ります。	・薬物乱用防止教育研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響で未開催。	B	・児童生徒を取り巻く環境は年々複雑化しており、指導の充実を図るため研修会等の取組を継続していく必要がある。	・引き続き研修会を開催するなどし、薬物乱用防止教育の充実を図る。 (児童生徒健康問題対策事業 1,994千円)	体育保健課

●重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

(1)高齢者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
住民が主体となった高齢者、障がい者などの要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守りなどの体制整備の取組を支援します。	「支え愛マップづくり」は、地域住民が集まり、膝を突き合わせて作成に当たるが、令和2年度はコロナ禍であり取組が減少したが、少ない機会を捉えて、市町村や市町村社会福祉協議会に取組を促すなどして支え愛マップづくりに取組む地区の掘り起こしを行った。	B	感染予防対策を講じ、地域住民の健康にも配慮しながら、取組を進められるよう、市町村及び市町村社会福祉協議会と連携して取組む。	引き続き地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」に取り組むよう支援体制の強化に取り組む。 (支え愛マップ作成推進事業 7,619千円)	危機管理政策課
成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者などの権利擁護の推進を図ります。	・東部、中部、西部の各成年後見支援センターが、圏域ごとに、市町村と連携して成年後見制度等に関する専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を実施。 ・県内全ての市町村の社会福祉協議会において、高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方に対して金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を実施。 ・(社福)鳥取県社会福祉協議会が、日常生活自立支援事業生活支援員の連絡会でのケース検討、事業推進にあたっての課題検討等を実施するとともに、研修会を実施。	B	・令和7年には認知症高齢者は470万人になると見込まれており、地域での権利擁護推進について社会の要請がますます高まっている。 ・平成30年3月末の成年後見制度利用促進基本計画閣議決定を受け、各市町村における成年後見制度の利用促進に係る中核機関が令和3年度中にすべての市町村において、成年後見支援センターと連携の上設置される予定。各市町村における成年後見制度利用促進基本計画の策定を支援するなど、さらなる成年後見制度の利用促進を図る必要がある。	日常生活自立支援事業からのスムーズな成年後見利用移行や、関係機関の地域連携ネットワーク構築など、認知症高齢者をはじめとする支援の必要な方が住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、権利擁護の推進を行う。 (成年後見支援センター運営支援事業 13,500千円) (日常生活自立支援事業 45,885千円)	福祉保健課
介護人材を確保し、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職などに対し、職種別・専門技術別の研修を実施します。	・介護支援専門員に対する法定研修を実施。 ・介護認定に携わる認定調査員、審査委員会等に対する研修を実施。 ・介護職員及び介護福祉士実務研修修了者に対する喀痰吸引等研修の実施。	A	引き続き、介護支援専門員等に対する研修を実施し、介護保険制度の円滑な運営を推進していく。	引き続き介護支援専門員等の各種専門職に対し、職種別、専門技術別の研修を実施予定。 (介護職員向け研修・職場環境向上事業(介護支援専門員研修 17,919千円)、(喀痰吸引研修 9,232千円)、介護保険円滑推進事業(要介護認定制度の円滑実施のための研修 1,530千円))	長寿社会課
元気な高齢者の地域活動を支援するため、シニアバンクなどによる技能、経験、資格などを活かした地域活動や高齢者などの地域住民が集う拠点整備の支援を行います。	・資格、特技、技能等を持つ高齢者の地域活動を後押しする「とっとりいきいきシニアバンク」の管理・運営を実施した。(R2年度登録者数:延べ6,164人) ・高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要な経費を支援し、共生ホーム認定証の発行、ホームページで事例の紹介などの周知を行った。(R2年度補助件数:1件)	A	シニアバンク登録者の活躍の場の掘り起こしを図っていく。また、共生ホームが登録団体や地域住民にとってより身近なものになるよう周知を図っていく。	・とっとりいきいきシニアバンクによる地域活動の支援、バンクフェスティバルの開催、活用促進訪問作戦の実施等 ・共生ホームの整備等経費補助等 (福祉施設版共生ホーム推進事業 2,000千円) (とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業(「いきいきシニア人生充実支援事業」内) 13,840千円、福祉施設版共生ホーム推進事業 2,000千円)	長寿社会課
高齢者への総合的な生活支援の中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を支援します。	センターの役割、業務、地域包括ケアの概要などについて地域包括支援センター職員研修を実施した(3回)。	A	地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き、市町村や地域包括支援センターの取組を支援していく。	地域包括支援センター職員研修を実施し、引き続き、地域包括支援センターの機能強化を支援する。 (地域包括ケア推進支援事業 25,181千円うち、地域包括支援センター職員研修 728千円)	長寿社会課
市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業者等を対象とした介護予防の取組の実施に係る研修などを実施し、介護予防の推進を図ります。	・市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象に介護予防従事者研修を実施した(2回)。 ・とっとりご当地体操交流大会は新型コロナウイルスの感染対策のため中止。	B	地域における介護予防の推進を図っていく。	引き続き、市町村等が行う介護予防事業が効果的・効率的に実施できるよう必要な知識・技術の習得を図る研修を行う。また、住民主体の通いの場等における介護予防体操の取り組みを推進する。 (地域包括ケア推進支援事業・25,181千円、うち、介護予防従事者研修・624千円、ご当地体操交流大会開催事業・2,215千円)	長寿社会課
高齢者虐待の防止に向け、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発の推進、早期発見・早期対応のための体制を整備するため、研修事業などを実施します。	・高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門相談対応、市町村・地域包括支援センターへの助言・支援を実施した。 ・市町村等職員、高齢者施設従事者及び施設管理者等に対する研修を実施した(計3回)。	B	高齢者虐待等権利擁護事案には迅速・的確な専門的対応が求められるため、市町村等職員に対する専門的な支援を行う。また、施設従事者・管理者等に対する普及・啓発を実施していく。	引き続き、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門相談対応、市町村・地域包括支援センターへの助言・支援、市町村等職員、高齢者施設従事者及び施設管理者等に対する研修の実施 (高齢者虐待防止推進事業・1,732千円)	長寿社会課
予防・早期発見・早期治療の体制の整備や、専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職の養成、認知症に関する相談・支援の強化など、認知症対策を進めます。	・認知症を早期に発見し、本人・家族に適切に対応できるかかりつけ医等医療専門職を養成した(かかりつけ医22名ほか)。 ・専門的なサービスを提供する事業所や介護実務者に対する認知症の実践的な研修を実施した(計3回)。	B	専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職の養成を図っていく。	引き続き、早期発見・早期治療の体制整備及び専門的な医療や介護及び家族と地域の支援体制を適切にマネジメントできる医療・介護専門職を養成 (認知症早期発見・医療体制整備事業・5,678千円、認知症高齢者介護制度人材育成事業・9,150千円)	長寿社会課
バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者などの移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。	・福祉のまちづくり推進事業補助金申請件数 14件 (鳥取市3件、米子市1件、倉吉市5件、境港市1件、八頭町1件、智頭町2件、大山町1件)	B	・出前説明会等の機会をとらえ、関係団体・事業者等に制度の周知を図り、より一層福祉のまちづくりを推進する。 ・補助の利用促進のため、引き続きホテル・旅館施設等に働きかけを行う。 ・補助制度のない5町村に対し制度創設を働きかける。 (日吉津村、南部町、日南町、日野町、江府町)	民間建築物及び敷地内のバリアフリー環境整備を促進するため、特に既存建築物の改修に重点をおいた支援を行う。 補助制度を創設していない町村に対し、制度創設を働きかける。 (福祉のまちづくり推進事業補助金 21,730千円) (バリアフリー環境整備事業補助金 500千円)	住まいまちづくり課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度 of 取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) ＜令和2年度実績＞ 募集戸数(全体) 141戸 申込者数(全体) 244世帯 入居決定数 ・高齢者世帯 28世帯 ・障がい者 24世帯 ・母子・父子世帯 25世帯 ・低所得世帯 6世帯 ・配偶者間暴力被害者世帯 1世帯	B	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などの優先入居を実施。	住まいまちづくり課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。	住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に協力するセーフティネット住宅登録等の状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 64件 ・登録住宅 137棟(1,311戸) ・相談件数 184件(うち入居決定106件) ・セーフティネット住宅登録 1,642戸 ・家賃債務保証契約 30件 ・家賃低廉化補助 8件	A	セーフティネット住宅登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び福祉関係者と住宅関係者による連携支援体制の確立が必要である。またセーフティネット住宅の家賃低廉化補助制度の創設について、市町村に働きかけを行うことが必要である。	住宅確保要配慮者に対する専任相談員による入居相談対応、セーフティネット住宅等の登録促進、市町村への家賃低廉化助成事業制度創設の働きかけ及び独自の家賃債務保証事業による入居支援を実施 (居住支援協議会支援事業 8,143千円) (家賃債務保証事業 1,517千円) (セーフティネット住宅家賃低廉化等補助 1,824千円)	住まいまちづくり課
ユニバーサルデザイン(UD)に関する理解に向け、地域、団体又は企業が開催する集会などへの出前講座、小中高生を対象とした出前授業及び県民を対象としたUD研修を開催します。	・出前授業:(小、中学校50校で実施) ・出前講座:(9回実施) ・啓発キャンペーン(1回)	B	・出前授業の内容の充実を図り、UD及びカラーUDの理念の普及啓発等に取り組む。 ・県立施設、学校、商業施設等の「案内」、「表示」、「サイン」など、「誰もが分かりやすい色づかいやデザイン」になっているかなどの調査を実施する。	・出前授業 ・啓発キャンペーン ・カラーUD現地学習会 (とっとりユニバーサルデザイン推進事業 823千円)	人権・同和対策課

(2)障がい者が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度 of 取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
バリアフリー化に向け、高齢者や身体障がい者などの移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進します。【再掲】	・福祉のまちづくり推進事業補助金申請件数 14件 (鳥取市3件、米子市1件、倉吉市5件、境港市1件、八頭町1件、智頭町2件、大山町1件)	B	・出前説明会等の機会をとらえ、関係団体・事業者等に制度の周知を図り、より一層福祉のまちづくりを推進する。 ・補助の利用促進のため、引き続きホテル・旅館施設等に働きかけを行う。 ・補助制度のない5町村に対し制度創設を働きかける。 (日吉津村、南部町、日南町、日野町、江府町)	民間建築物及び敷地内のバリアフリー環境整備を促進するため、特に既存建築物の改修に重点をおいた支援を行う。 補助制度を創設していない町村に対し、制度創設を働きかける。 (福祉のまちづくり推進事業補助金 21,730千円) (バリアフリー環境整備事業補助金 500千円)	住まいまちづくり課
ユニバーサルデザイン(UD)に関する理解に向け、地域、団体又は企業が開催する集会などへの出前講座、小中高生を対象とした出前授業及び県民を対象としたUD研修を開催します。【再掲】	・出前授業:(小、中学校50校で実施) ・出前講座:(9回実施) ・啓発キャンペーン(1回)	B	・出前授業の内容の充実を図り、UD及びカラーUDの理念の普及啓発等に取り組む。 ・県立施設、学校、商業施設等の「案内」、「表示」、「サイン」など、「誰もが分かりやすい色づかいやデザイン」になっているかなどの調査を実施する。	・出前授業 ・啓発キャンペーン ・カラーUD現地学習会 (とっとりユニバーサルデザイン推進事業 823千円)	人権・同和対策課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) ＜令和2年度実績＞ 募集戸数(全体) 141戸 申込者数(全体) 244世帯 入居決定数 ・障がい者 24世帯 ・高齢者世帯 28世帯 ・母子・父子世帯 25世帯 ・低所得世帯 6世帯 ・配偶者間暴力被害者世帯 1世帯	B	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などの優先入居を実施。	住まいまちづくり課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】	住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に協力するセーフティネット住宅登録等の状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 64件 ・登録住宅 137棟(1,311戸) ・相談件数 184件(うち入居決定106件) ・セーフティネット住宅登録 1,642戸 ・家賃債務保証契約 30件 ・家賃低廉化補助 8件	A	セーフティネット住宅登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び福祉関係者と住宅関係者による連携支援体制の確立が必要である。またセーフティネット住宅の家賃低廉化補助制度の創設について、市町村に働きかけを行うことが必要である。	住宅確保要配慮者に対する専任相談員による入居相談対応、セーフティネット住宅等の登録促進、市町村への家賃低廉化助成事業制度創設の働きかけ及び独自の家賃債務保証事業による入居支援を実施 (居住支援協議会支援事業 8,143千円) (家賃債務保証事業 1,517千円) (セーフティネット住宅家賃低廉化等補助 1,824千円)	住まいまちづくり課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
成年後見支援センターの運営や、日常生活自立支援事業の支援により高齢者、障がい者などの権利擁護の推進を図ります。 【再掲】	・東部、中部、西部の各成年後見支援センターが、圏域ごとに、市町村と連携して成年後見制度等に関する専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を実施。 ・県内全ての市町村の社会福祉協議会において、高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方に対して金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を実施。 ・(社福)鳥取県社会福祉協議会が、日常生活自立支援事業生活支援員の連絡会でのケース検討、事業推進にあたっての課題検討等を実施するとともに、研修会を実施。	B	・令和7年には認知症高齢者は470万人になると見込まれており、地域での権利擁護推進について社会の要請がますます高まっている。 ・平成30年3月末の成年後見制度利用促進基本計画閣議決定を受け、各市町村における成年後見制度の利用促進に係る中核機関が令和3年度中にすべての市長において、成年後見支援センターと連携の上設置される予定。各市町村における成年後見制度利用促進基本計画の策定を支援するなど、さらなる成年後見制度の利用促進を図る必要がある。	日常生活自立支援事業からのスムーズな成年後見利用移行や、関係機関の地域連携ネットワーク構築など、認知症高齢者をはじめとする支援の必要な方が住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、権利擁護の推進を行う。 (成年後見支援センター運営支援事業 13,500千円) (日常生活自立支援事業 45,885千円)	福祉保健課
住民が主体となった高齢者、障がい者などの要配慮者の災害時の避難行動、日頃の見守りなどの体制整備の取組を支援します。 【再掲】	「支え愛マップづくり」は、地域住民が集まり、膝を突き合わせて作成に当たるが、令和2年度はコロナ禍であり令和2年度は取組が減少したが、少ない機会を捉えて、市町村や市町村社会福祉協議会に取組みを促すなどして支え愛マップづくりに取組む地区の掘り起こしを行った。	B	感染予防対策を講じ、地域住民の健康にも配慮しながら、取組を進められるよう、市町村及び市町村社会福祉協議会と連携して取組む。	引き続き地域住民が主体となって「支え愛マップづくり」に取り組むよう支援体制の強化に取り組む。 (支え愛マップ作成推進事業 7,619千円)	危機管理政策課
障がい者を対象とした職業訓練を実施し、障がい者の雇用・就業の促進を図ります。	・施設内訓練(訓練期間:1年、9ヶ月、7ヶ月):6名入校、3名修了、3名就職(就職率100%) ・委託訓練(訓練期間1~3ヶ月):17名入校、15名修了、12名就職(就職率80.0%) (令和3年3月末)	A	障がい者の多様性に対する企業側の受入体制の遅れなど、雇用する側の抱える問題から、障がい者の就職は厳しい状況が続いている。	知的障がい者を対象とした施設内での職業訓練、民間教育機関等への委託訓練の実施。 (職業訓練事業費:476,804千円)	産業人材課
一人ひとりの障がい者がその適性とその能力に応じた職に就き、自己実現と社会参加を一層促進するために、障がい者の一般就業を支援します。	・障がい者、事業主、障がい者の家族等に対して職場適応のきめ細かな支援をするため、ジョブコーチを配置した。(訪問型ジョブコーチの活動費助成(7名)、県版ジョブコーチセンターの設置(県内2カ所)) ・障がい者の社会参加を促進するため、企業及び支援機関向けの研修会を開催した。(とっとり障がい者仕事サポーター養成講座(4回、71名)、障がい者雇用実態調査活用研修(15名)、企業内支援者スキルアップ研修(28名)、障がい者雇用企業見学交流会(5名)、障がい者雇用を進めるための企業トップセミナー(36名)等)	A	ジョブコーチ養成研修の県内開催、障がい者テレワークへの支援を行い、障がい者のさらなる職場定着、多様な働き方の推進に向け、関係機関と連携して取り組む。	障がい者が働き続けられる職場づくりを支援(障がい者就労・職場定着支援強化事業 29,808千円、障がい者就業支援事業 42,666千円) ・ジョブコーチ養成促進(養成研修の県内開催) ・訪問型ジョブコーチ設置促進補助 ・県版ジョブコーチセンター設置 ・障がい者雇用におけるテレワーク普及 等	雇用政策課
多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う「あいサポーター」を増やし、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、研修や啓発活動などを実施します。	・すでに埼玉県内の5市5町で連携協定を締結していたが、さらに埼玉県において1市1町の自治体とあいサポート運動の連携協定を締結する等、全国への普及を図っている。 ・県内では、新たにオンラインでの研修ができる環境の整備や、公民館等や教育委員会との連携を図りながら、県民への普及啓発を図った。	A	次世代の子どもたちへのあいサポート運動への関心を高めるため、あいサポート条例の周知と併せて、小、中学校における「障がいを知る」教育の中で、あいサポート運動ハンドブック(キッズ版)等を活用していくよう教育委員会との連携を密にしていける必要がある。	・あいサポート研修事業やあいサポートメッセージ養成研修等を実施 ・他の地方公共団体との連携を通じ、全国に「あいサポート運動」を拡大 ・障害者差別解消支援地域協議会の開催 ・「障害者差別解消法」の理解・促進を進めるための民間企業等への研修会 ・民間事業者等が実施する合理的配慮に必要なとなる経費への支援 (あいサポート推進事業・10,462千円)	障がい福祉課

(3)外国人が暮らしやすい環境の整備

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
ホームページ運営やメールマガジンの配信、機関紙の発行において、多言語情報発信による支援を行います。	地域における国際交流の情報交換や、在住の外国出身者が生活していく上で必要な生活情報の提供を行うホームページの運営及び多言語メールマガジン(英語、中国語(簡体字)、タガログ語)やFacebook(英語/やさしい日本語、中国語(簡体字・繁体字)、ベトナム語)、機関誌(年3回、各2,000部)の配信を実施。	A	多言語情報を必要としている住民にとって閲覧しやすい構成への見直し、内容の充実等を図っていく。また、平時より有益な情報ツールとして認識され信頼を得ることで、緊急時にも有効に活用できるツールとして定着させていく。	地域における国際交流の情報交換や、在住の外国出身者が生活していく上で必要な生活情報の提供を行うホームページの運営及び多言語でのSNSによる情報発信(英語/やさしい日本語、中国語(簡体字・繁体字)、ベトナム語)、機関誌(年3回、各2,000部)の配信を実施。 (多言語情報発信 966千円)	交流推進課
専門通訳ボランティアの派遣、国際交流コーディネーターの配置、日本語クラスの運営などによるコミュニケーション支援を行います。	・専門通訳ボランティアの派遣 医療通訳、コミュニティ通訳等の専門通訳ボランティアの運営・派遣を実施。 ・国際交流コーディネーターの配置 英語圏、中国語圏及びベトナム語圏出身者の国際交流コーディネーターを配置し、面談や電話等での相談対応、専門機関等への橋渡しを実施。(本所:英語、中国語、ベトナム語対応/倉吉事務所:中国語、ベトナム語対応/米子事務所:中国語、ベトナム語対応) ・日本語クラスの運営 日常生活に役立つ日本語を共に楽しく学べる場として日本語教室を運営。(東部5クラス1期、中部3クラス1期、西部2クラス1期)※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全2期のうち2期目のみ実施 ・多言語相談業務 ホームページ上に多言語(12言語)対応の相談フォームを開設。各言語の母語話者が対応。	A	在留外国人の増加や国籍構成の変化等に伴うニーズの変化に対応し、国際交流コーディネーターの配置や日本語クラスの編成にあたってきめ細かい対応を図っていく。	医療通訳、コミュニティ通訳等の専門通訳ボランティアの運営・派遣を実施。 (専門通訳ボランティアの派遣 945千円) 英語圏、中国語圏及びベトナム語圏出身者の国際交流コーディネーターを配置し、面談や電話等での相談対応、専門機関等への橋渡しを実施。(本所:英語、中国語、ベトナム語対応/倉吉事務所:中国語、ベトナム語対応/米子事務所:中国語、ベトナム語対応) (国際交流コーディネーターの配置 5,686千円) 日常生活に役立つ日本語を共に楽しく学べる場として日本語教室を運営。 (東部5クラス2期、中部3クラス2期、西部2クラス2期) (日本語クラスの運営 2,376千円) ホームページ上に多言語(12言語)対応の相談フォームを開設。各言語の母語話者が対応。 (多言語相談業務63千円)	交流推進課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。	・国際交流フェスティバル 異文化理解の促進を目指し、県東部で国際交流フェスティバルを実施(1月24日) ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中・西部は中止 ・子どものための異文化理解体験講座 小学生を対象に様々な国の文化に触れ、世界の中の日本について考える機会を提供する講座を実施。(実績:21校) ・多文化共生出前講座 公的機関や民間団体等が主体となって実施する研修会等への講師派遣等、多文化共生社会の実現に向けた意識啓発を実施。(実績:4件)	A	国際交流財団自主事業	・国際交流フェスティバル ・子どものための異文化理解体験講座 ・多文化共生出前講座 (以上、国際交流財団事業として実施)	交流推進課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】	住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に協力するセーフティネット住宅登録等の状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 64件 ・登録住宅 137棟(1,311戸) ・相談件数 184件(うち入居決定106件) ・セーフティネット住宅登録 1,642戸 ・家賃債務保証契約 30件 ・家賃低廉化補助 8件	A	セーフティネット住宅登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び福祉関係者と住宅関係者による連携支援体制の確立が必要である。またセーフティネット住宅の家賃低廉化補助制度の創設について、市町村に働きかけを行うことが必要である。	住宅確保要配慮者に対する専任相談員による入居相談対応、セーフティネット住宅等の登録促進、市町村への家賃低廉化助成事業制度創設の働きかけ及び独自の家賃債務保証事業による入居支援を実施(居住支援協議会支援事業 8,143千円)(家賃債務保証事業 1,517千円)(セーフティネット住宅家賃低廉化等補助 1,824千円)	住まいまちづくり課

(4)ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
女性や性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付などにより、人権に対する意識啓発に取り組みます。	・相談員人材育成研修:LGBTの相談支援に対応していくためのスキルアップ研修を実施。 ・コミュニティスペース設置:モデル自治体や団体等と連携・協力してスペースを設置。 ・啓発:窓口対応マニュアル等、啓発物の作成。	B	・市町村や関係機関と連携・協力し、当事者支援のネットワーク化、相談員の人材育成及びコミュニティスペースの提供などの取組を進めていく。	・多様な性を認め合う社会づくりシンポジウムの開催 ・相談員人材育成:LGBTの相談支援に対応していくためのスキルアップ研修を実施。 ・コミュニティスペース:モデル自治体や団体等と連携・協力してスペースを運営。 (多様な性を認め合う社会づくり推進事業 1,926千円)	人権・同和対策課
ひとり親家庭の生活の安定と就業・自立促進などに向け、手当の支給、資金の貸付、医療費の助成、就業相談から技能講習といった就業支援サービスなど総合的に支援を行います。	ひとり親家庭等の相談支援、就業・自立に繋がる技能講習会、給付金支給、資金の貸付などを引き続き実施した。また、ホームページと、メールマガジン等による各種情報提供及び、弁護士による養育費の無料相談を年間を通して実施した。	B	・各種支援事業の周知徹底及び利用促進。 ・相談支援機能の強化 ・養育費の受給促進	ひとり親家庭の生活の安定と就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を実施するとともに、養育費の受給を促進するため専門相談・職員研修を実施。 (ひとり親家庭生活支援事業 16,629千円) (ひとり親家庭自立支援事業 8,328千円)	家庭支援課
国の配置基準を超えて母子支援員を配置し、母子生活支援施設の機能を強化します。	県内5施設のうち、2施設が実施	B	事業を継続実施していく	国の配置基準を超えて支援員を配置する施設に対し、支援を実施する。 (児童養護施設等体制強化補助事業(うち、母子生活支援施設強化事業)・2,357千円)	家庭支援課
一定要件を満たす母子家庭の母などが公共職業訓練などを受講するときに訓練手当を支給します。	訓練手当支給人数25名	A	引き続き、雇用のセーフティネットとして訓練手当に不足が生じないよう措置することが必要。	求職者の知識及び技能の習得を支援するため、雇用保険受給資格者を除く障がい者等就職困難者が職業訓練を受講する場合、訓練受講期間に訓練手当を支給。 (職業訓練行政費・24,990千円)	産業人材課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集した。 (1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) <令和2年度実績> 募集戸数(全体) 141戸 申込者数(全体) 244世帯 入居決定数 ・母子・父子世帯 25世帯 ・高齢者世帯 28世帯 ・障がい者 24世帯 ・低所得世帯 6世帯 ・配偶者間暴力被害者世帯 1世帯	B	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などの優先入居を実施。	住まいまちづくり課
子どもの貧困対策の推進にあたり、生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の推進など、関連施策を連動させ一体的に推進することにより、効果的な施策展開を図ります。	・市町村に対し、国の学習支援事業の対象外経費(送迎や教材費、一般世帯の子どもに係る経費)についての一部支援を県独自で実施。 ・教育委員会・福祉部局との共同で、市町村の教育委員会・福祉部局、社会福祉協議会、子どもの居場所づくりの実施者等を対象に子どもの学習支援に関する研修会を実施。	A	R3年度においても、教育委員会と福祉部局とが共同で、引き続き子どもの学習支援の総合的な推進を図る。	・子供の貧困対策としての学習支援について、総合的な推進を図るため、以下のとおりに取り組む。(学習支援充実事業(1,633千円)) ○市町村に対し、以下の経費について助成。 ・地域未来塾応援事業 子どもの送迎に係る費用、教材費 ・生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援充実事業 <事業の横断化に対する支援> 一般世帯の子どもに対する経費 <放課後児童クラブの充実に対する支援> 学習支援員人件費等 ○子どもの貧困対策に資する検討 県、市町村の教育委員会・福祉部局、社会福祉協議会など関係機関による子どもの貧困対策についての連絡会議や研修会を実施	福祉保健課

(5)性的マイノリティに関する理解促進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
人権相談窓口(人権尊重の社会づくり相談ネットワーク)を設置し、電話及び面接による一般相談並びに弁護士などによる専門相談の実施や関係機関の連携強化などにより、様々な人権相談に総合的に対応します。	県内3か所に人権相談窓口を設置(相談件数 414件)	A	相談員のより一層の資質の向上を図る。	相談者からの多様化する人権問題事案についてよりきめ細かく問題の解消の支援を行うため、専門的な支援を行う。 (差別と偏見のない社会づくり推進費・8,844千円)	人権・同和対策課
女性や性的マイノリティなどの様々な人権問題をテーマとした講演会の開催、人権ラジオ番組や各種啓発資料の配付などにより、人権に対する意識啓発に取り組みます。【再掲】	・相談員人材育成研修:LGBTの相談支援に対応していくためのスキルアップ研修を実施。 ・コミュニティスペース設置:モデル自治体や団体等と連携・協力してスペースを設置。 ・啓発:窓口対応マニュアル等、啓発物の作成。	B	・市町村や関係機関との連携・協力し、当事者支援のネットワーク化、相談員の人材育成及びコミュニティスペースの提供などの取組を進めていく。	・多様な性を認め合う社会づくりシンポジウムの開催 ・相談員人材育成:LGBTの相談支援に対応していくためのスキルアップ研修を実施。 ・コミュニティスペース:モデル自治体や団体等と連携・協力してスペースを運営。 (多様な性を認め合う社会づくり推進事業1,926千円)	人権・同和対策課

●重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1)暴力を許さない社会づくり

(1)-1 DV防止及び被害者支援

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
DVなどの男女間の暴力やハラスメントなどに関するセミナーなどによる男女の対等な人権に関する意識啓発を実施します。	・相談業務従事者等を対象に、DVなどの男女間の暴力やハラスメント等の内容を含んだ相談スキルアップ講座を実施。(開催件数:2回、参加者数:39人) ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応:R2年度DV相談件数:3件	B	引き続き相談対応による支援や普及啓発に努めていく。	・相談業務従事者等を対象とした相談スキルアップ講座を実施。 ・出前講座によりDVなどの男女間の暴力やハラスメント等について自治会等に普及啓発。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談を実施。 (男女共同参画センター費(普及啓発事業)・5,018千円) (男女共同参画センター費(相談事業)・2,181千円)	男女共同参画センター
女性に対する暴力防止の普及啓発を行います。	・相談業務従事者等を対象に、DVなどの男女間の暴力やハラスメント等の内容を含んだ相談スキルアップ講座を実施。(開催件数:2回、参加者数:39人) ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談対応:R1年度DV相談件数:3件	B	引き続き相談対応による支援や普及啓発に努めていく。	・相談業務に従事されている方などを対象とした相談スキルアップ講座を実施。 ・出前講座によりDVなどの男女間の暴力やハラスメント等について自治会等に普及啓発。 ・一般相談、専門相談(心の相談、法律相談)、オトコの相談による相談を実施。 (男女共同参画センター費(普及啓発事業)・5,018千円) (男女共同参画センター費(相談事業)・2,181千円)	男女共同参画センター
	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~11/25)に併せて、県立図書館や市町村庁舎等でのパネル展示や相談窓口案内のポケットティッシュ配架によるキャンペーンを実施。(県内7か所)	B	更なる普及啓発のため、事業を継続実施する。	配偶者や恋人等からの暴力被害者及び同伴する家族に対する支援体制の充実強化を図るための啓発活動を実施する。 (DV被害者等総合支援事業 33,993千円)	家庭支援課
	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、街頭広報活動の実施が困難であったことから、代替措置として公的機関にチラシを置くなどして対応した。	B	引き続き関係機関との連携を強化し、合同での街頭広報等により、女性に対する暴力防止の普及啓発を図る。	(生活安全活動運営費:14,696千円)	警察本部少年・人身安全対策課
県が養成したDV(デートDV)予防啓発支援員を高等学校や地域などでの研修会に講師などとして派遣し、DV予防の啓発を推進します。	DVの被害者にも加害者にもならないために、人を傷つける暴力を知り、お互いの心も体も大切にすることを学ぶデートDV予防学習会を開催した。 <実施実績> ■学校 106回 ・高校21校 中学校2校 ・特別支援学校3校 専修学校1校 ■地域 1か所	A	取り組んだ学校においては、毎年実施していただけるよう定着化を図る。また、未実施の学校においては、できるだけ開催してもらえよう取り組みの拡充をする。さらに、早い段階からの導入も検討し、試験的に中学校でも実施してみる。	・デートDV予防学習会の企画及び実施 ・連絡会及び研修会の開催 (DV予防啓発支援員活動事業:2,005千円)	福祉相談センター
精神的ダメージや経済的理由から、避難所を退所後、すぐ自立できないDV被害者に住居・心理ケアを施し、DV被害者の精神の回復と経済的自立を図ります。	DV被害者からの相談に基づき、住宅セーフティネット制度等の活用による住宅確保の支援など、入居者の自立に資する支援の提供を行った。	B	支援が必要なDV被害者等に、自立のための選択肢として事業の情報提供を行う。	一時保護施設での一時保護後、すぐに自立生活に移れない者に対し、心のケアや自立に向けた準備を実施する。 (DV被害者等総合支援事業 33,993千円)	家庭支援課
DV被害者など支援体制を強化し、DV被害者の支援及び未然防止を図ります。	・関係機関職員に呼びかけ、国のオンライン研修を共同で受講することにより、被害者支援の向上に務めた。 ・DV防止の普及啓発のためのパネル展、相談窓口案内のポケットティッシュ配架を実施した。	B	・関係職員の資質向上 ・DV防止の普及啓発の強化	配偶者や恋人等からの暴力被害者及び同伴する家族に対する支援体制の充実強化を図るため、支援機関に対する研修等を実施。 (DV被害者等総合支援事業 33,993千円)	家庭支援課
一時保護を要する女性を支援するため、婦人相談所一時保護所を運営します。	DV相談件数(1551件) そのうち一時保護件数(委託を含む)20件	A	避難された方々が安全に安心して、今後のことが考えられるよう、個々に応じて適切な対応を行なう。そのためにさらに職員の資質向上に努める。	・一時保護所の運営及び一時保護の実施に要する経費 ・婦人相談所の一時保護所での保護が困難な場合は、民間施設等に一時保護を委託する。 (婦人相談所一時保護所費:12,781千円)	福祉相談センター

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度 of 取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】	母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを、優先入居の対象として、県営住宅の募集を行った。(1階住戸は高齢者と障がい者世帯用として募集) ＜令和2年度実績＞ 募集戸数(全体) 141戸 申込者数(全体) 244世帯 入居決定数 ・配偶者間暴力被害者世帯 1世帯 ・高齢者世帯 28世帯 ・障がい者 24世帯 ・母子・父子世帯 25世帯 ・低所得者世帯 6世帯	B	希望する住戸への申込者が多く、入居できない場合がある。(希望する住戸毎に応募(応募1回につき1戸、応募者多数の場合は抽選実施。)) 今後も優先入居の取組を継続実施する。	県営住宅の第一次募集において、引き続き高齢者世帯、障がい者世帯、母子・父子世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などの優先入居を実施。	住まいまちづくり課
専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】	住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に協力するセーフティネット住宅登録等の状況及び専任相談員による入居相談対応状況は次のとおり。 ・登録不動産店 64件 ・登録住宅 137棟(1,311戸) ・相談件数 184件(うち入居決定106件) ・セーフティネット住宅登録 1,642戸 ・家賃債務保証契約 30件 ・家賃低廉化補助 8件	A	セーフティネット住宅登録戸数増加や制度周知のために、引き続き民間賃貸住宅所有者等に対する啓発強化及び福祉関係者と住宅関係者による連携支援体制の確立が必要である。またセーフティネット住宅の家賃低廉化補助制度の創設について、市町村に働きかけを行うことが必要である。	住宅確保要配慮者に対する専任相談員による入居相談対応、セーフティネット住宅等の登録促進、市町村への家賃低廉化助成事業制度創設の働きかけ及び独自の家賃債務保証事業による入居支援を実施(居住支援協議会支援事業 8,143千円)(家賃債務保証事業 1,517千円)(セーフティネット住宅家賃低廉化等補助 1,824千円)	住まいまちづくり課

(1)ー2 性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度 of 取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
声かけなどの性犯罪の前兆事案発生時には速やかに情報発信し、注意喚起するとともに、犯罪に至らない場合であっても、指導警告するなど、予防活動を推進します。	・子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、あんしんトリプメール、県警ホームページ等を活用して不審者情報の発信を行い注意喚起したほか、学校等における被害防止教室や関係機関と連携した被害の未然防止を図った。 ・行為者を特定し、検挙や指導・警告を行い、性犯罪等重大事案への発展を阻止するなど先制・予防的活動を実施した。	A	引き続き、子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等性犯罪等の前兆事案を認知した場合には、あんしんトリプメール、県警ホームページ等を活用して不審者情報の発信を行い注意喚起するほか、学校等における被害防止教室や関係機関と連携した被害の未然防止を図る。 ・行為者を特定し、検挙や指導・警告を行い、重大事案への発展を阻止するなど先制・予防的活動を推進する。	(生活安全活動運営費:14,696千円)	警察本部少年・人身安全対策課
性犯罪被害者に対する経済的支援として、初診料、初回処置料、診断書料及び人工中絶費用を負担します。	・性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、平成16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。令和2年度は18件の申請を受理し、すべて公費負担している。 ・制度整備から平成30年度までに、性犯罪被害者のさらなる負担軽減のため、すでに医療機関で診察を受け、初診料等を支払い済みでも公費負担できることとし、また、公費支出額の上限を撤廃し、全額負担する等の改正を実施している。 ・平成31年4月1日から、被害からおおむね3か月以内に受けた検査に要する費用(再診料を含む。)を支出可能とするとともに、被害者と加害者との間に親族関係(3親等以内)がある場合であっても、被害者が18歳未満の場合は支出可能としている。	A	これまで、性感染症検査については、HIV、B型肝炎、クラミジア、トリコモナス、カンジタ、淋病、梅毒の7種類のみ公費負担していたが、令和2年12月11日からは、上記7種類に限定することなく、性的接触により感染するおそれのある傷病に係る検査を公費負担の対象とした。 ・今後も事件の都度、適切に制度についての教示を行い、被害者の負担軽減を図る。	(犯罪被害者支援事業:14,037千円)	警察本部捜査第一課
ストーカー事案に対する被害者等の安全確保を最優先にした対応を推進します。	事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図るとともに、禁止命令等の行政措置を講じるなど、被害者等の安全確保を最優先に対応した。	A	引き続き、事案の危険性・切迫性を考慮し、積極的な事件化を図るとともに、禁止命令等の行政措置を講じるなど、被害者等の安全確保を最優先に対応を行う。	(生活安全活動運営費:14,696千円)	警察本部少年・人身安全対策課

(1)ー3 性暴力の被害者支援

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度 of 取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
性暴力被害者を支援するため、関係機関・団体が連携して支援する仕組みの構築、相談窓口の設置及び支援員の確保・養成を推進します。	・県・関係機関・団体が連携して、被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等を実施。 ・相談窓口(月・水・金:10時~16時、18時~20時、火・木:10時~16時)で、被害者からの相談を受けた。 ・支援員の研修を開催し、継続的にスキルアップを図った。	A	相談時間外において迅速かつ適切な治療や証拠採取が行われなかった案件も発生していることから、電話相談窓口の24時間体制、LINEによる相談等相談体制の充実を図る必要がある。 ・相談窓口時間の拡大に伴い、支援員の確保・養成を図る必要がある。	・県・関係機関・団体が連携して、被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等の実施 ・中部相談室を新設し、24時間の電話相談受付体制とし被害者からの相談を受ける。 ・LINEによる相談等相談体制の充実を図る。 ・支援員養成講座の実施(実施主体:鳥取県性暴力被害者支援協議会) (性暴力被害者支援連携事業・19,386千円)	くらしの安心推進課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
公開講座などにより性暴力被害者支援について意識啓発を推進します。	・性暴力被害の実態、被害者支援の必要性などについて広く知っていただき、被害者が安心して相談できる社会づくりについて考えていただくため、公開講座を開催。(県内2会場)。また、ステッカー、街頭広報、SNS、テレビ、ホームページ等を活用した広報等の広報活動を実施した。	B	・県民の性暴力や性暴力被害者支援に対する認識は十分ではなく、継続的に県民対象の講座を開催するなどして、更に多くの県民に性暴力被害の実態や支援の必要性等を知っていただく必要がある。	・公開講座の実施 ・教職員、児童・生徒及び保護者を対象とした出前講座の実施 ・窓口広報用リーフレット、カード、ステッカーの配布 (実施主体：鳥取県性暴力被害者支援協議会) (性暴力被害者支援連携事業・16,772千円)	くらしの安心推進課

(1)ー4 児童虐待の防止及び被害者支援

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携強化、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応の体制を推進します。	・児童相談所職員等のスキルアップ研修実施。 ・児童虐待対応協力員の配置(各児童相談所計6名) ・市町村支援のための児童福祉司1名の配置を継続(倉吉児相に在駐) ・児童虐待に精通した医師を各児童相談所へ配置 ・弁護士が定期的に児童相談所に駐在する形態による法律相談体制を構築 ・現職警察官2名を配置(中央児童相談所、米子児童相談所)	B	・一時保護業務の体制強化 ・児童相談所職員、市町村職員等のスキルアップ ・虐待対応・支援における関係機関との更なる連携	児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携を強化し、児童虐待の予防や早期発見・早期対応を図る。 (児童相談所体制強化事業・19,729千円)	家庭支援課

(2)安心して相談できる体制づくり

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
人権相談窓口(人権尊重の社会づくり相談ネットワーク)を設置し、電話、面接による一般相談及び弁護士などによる専門相談の実施、関係機関の連携強化などにより、様々な人権相談に総合的に対応します。【再掲】	県内3か所に人権相談窓口を設置(相談件数 414件)	A	相談員のより一層の資質の向上を図る。	相談者からの多様化する人権問題事案についてよりきめ細かく問題の解消の支援を行うため、専門的な支援を行う。 (差別と偏見のない社会づくり推進費・8,844千円)	人権・同和对策課
男女共同参画センターにおいて、東中西部に相談窓口を設置し、男女共同参画に関する相談に対応します。	・よりん彩一般相談件数(オトコの相談除く)1,848件 ・新型コロナウイルス感染防止に関する相談窓口のひとつとして周知し、関連相談が数多く寄せられた。	A	・引き続き関係機関と連携しながら相談対応に努める。 ・相談比率の増加している男性に対し相談窓口の周知に努める。	・一般相談(東・西部、センター相談室、オトコの相談)の実施 ・専門相談(法律相談、心の相談)の実施 (男女共同参画センター費・2,181千円)	男女共同参画センター
自らの暴力を反省し、更生の意思のあるDV加害者のための電話相談窓口を設置し、併せて相談員の確保及び資質向上のための研修を実施します。	・DV加害者電話相談の実施 ・電話相談員の養成及び資質向上のための研修の実施 DV加害者電話相談員の登録数:7名 電話相談件数:5件	B	電話相談事業のPR強化による認知度向上 ・電話相談員の養成及び資質向上のための研修の実施	DV加害者の電話相談窓口を設置し、併せて、相談員の資質向上を図るための研修を実施する。 (DV被害者等総合支援事業 33,993千円)	家庭支援課
外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人などの養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止に努めます。	タガログ語、タイ語、中国語、英語など通訳登録者6名 外国人DV被害者の通訳を行うための通訳者養成研修は未実施。	B	・通訳登録者のスキルアップのため研修事業を実施	外国人のDV被害者の通訳を行うことができる者を養成する。 (DV被害者等総合支援事業 33,993千円)	家庭支援課
配偶者からの暴力、離婚、生活困窮、ストーカー被害など、女性の諸問題についての相談対応や援助を実施します。	・相談件数 1783件 そのうちDV相談件数 733件 ・一時保護件数 34件 そのうちDV件数 16件 ・法律相談 23件 ・相談体制は、来所、電話、訪問、メール ・夜間、休日も緊急携帯で対応	A	・相談者の方々が、少しでも心の整理がついたり、支援の道筋がつくよう、適切な助言や具体的な支援などを面接の場で提供できるよう、事例研究会等を行うなど、さらなる職員の資質向上を図る。 ・ネットワーク会議等により、市町村、警察等との連携を強化する。 ・児童相談所と各福祉保健局の更なる連携強化を図るため定期的な連絡会を実施する。	24時間、365日体制でのDV被害者支援(婦人相談所費:2,835千円)	福祉相談センター、中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局
性犯罪被害者に係る相談窓口として、性犯罪110番について広報周知します。	・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、平日勤務時間帯は主に女性警察官、休日等時間帯は捜査当直員が対応し、24時間の相談受理体制を整備している。 ・平成30年度までは、県下の性犯罪指定捜査員は女性警察官に限定していたが、令和元年度からは、新たに男性警察官も指定して相談受理体制を整備した。(令和2年度は、女性警察官35名、男性警察官11名を指定)	A	性犯罪110番に相談された案件を事件化するなど、県民による制度活用が認められることから、今後も県民の利用が図られるように広報周知を継続していく。	(犯罪被害者支援事業:14,037千円)	警察本部捜査第一課
性犯罪被害者支援カウンセラーの委嘱を行い、被害者に照会した上で、カウンセリングを実施します。	・対象事件が発生した場合は、警察の被害者支援担当者が、被害者等に対して制度内容の説明を丁寧に行いカウンセリング支援の活用促進を図るとともに、被害者の心情に沿ったきめ細やかな支援を実施した。 ・令和2年度中は、3件の申請を受け付けた。 ・カウンセリング支援制度の規定について、同制度をより活用しやすいよう利用制限を一部撤廃するなど改正を行った。	A	・カウンセリング制度の周知と活用の促進 ・他機関との連携の継続強化の推進 ・申請受付後の迅速な診察の実施	・被害者の心身及び経済的負担の軽減のために公費負担を実施しているカウンセリングについて、周知を図るとともに、被害者支援担当者による丁寧な説明を行い、利用促進に繋げていく。 (犯罪被害者支援事業:14,037千円)	警察本部広報県民課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
性暴力被害者支援に係る相談窓口を設置します。	・県・関係機関・団体が連携して、被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等を実施。 ・相談窓口時間を拡大(月・水・金:10時～16時、18時～20時、火・木:10時～16時)し、被害者からの相談を受けた。	A	・相談時間外において迅速かつ適切な治療や証拠採取が行われなかった案件も発生していることから、電話相談窓口の24時間体制、LINEによる相談等相談体制の充実を図る必要がある。	県・関係機関・団体が連携して、被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等の実施 ・中部相談室を新設し、24時間の電話相談受付体制とし被害者からの相談を受ける。 ・LINEによる相談等相談体制の充実を図る。 (実施主体:鳥取県性暴力被害者支援協議会) (性暴力被害者支援連携事業 19,386千円)	くらしの安心推進課

(3)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度取組内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
青少年を取り巻く環境浄化など、青少年の健全育成に努めます。	・販売事業者等への聞き取り、協力依頼 ・リーフレットの作成、配布	B	・ゲーム機販売店における利用客への説明が不足 ・ペアレンタルコントロールについて、保護者等の理解が不足	・青少年及びその保護者に対し、インターネットに潜む危険性やペアレンタルコントロールの実施を含めたインターネットの適切な利用について啓発する。 ・インターネット接続端末やゲーム機販売事業者に対し、店頭における利用客への説明義務について周知を図る。 (青少年育成推進事業費 11,784千円)	子育て・王国課
子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者などへの啓発活動を実施します。	・小・中・高校生及び保護者が、インターネットとの適切な付き合い方について話し合うワークショップ「とっとり子どもサミット～電子メディアとのより良い付き合い方編～」を実施した。(新型コロナウイルスの影響により中部地区で1回開催。小学生5名、中学生5名、保護者6名、計16名参加。) ・電子メディア機器利用にあたってのルールやマナーに関するDVDを全小・中・義務教育学校へ配布した。 ・子どもたちが電子メディア機器利用のルールや危険性を主体的に学び、その学習内容を家庭でも共有できる学習ノートを作成し、県内すべての小・中・義務教・高校・特別支援学校に配布した。 ・PTAや地域等で開催される学習会での出前講座を実施した。(84件の派遣) ・電子メディア機器利用の低年齢化を受けた乳幼児保護者対象のチラシを県内の幼稚園・保育園に配布した。 ・情報モラル教育に精通した者を学校へ派遣し、児童生徒への啓発・学習と教職員教育研修を行った。(34校)	B	・家庭でのルールに対する保護者と子どもたちの認識の差があるため、県PTA協議会と連携し、ルール作りについて親子で話し合う場を設ける。 ・急速に進化するインターネット環境へ対応した教育啓発をするため、出前講座を実施する。 ・インターネット依存による生活習慣の乱れや人間関係のトラブルといったネットの過剰利用による問題の発生を予防するため情報モラル教育に精通した者を学校へ派遣する。	・子どもと大人と一緒に電子メディア機器の利用について考えるフォーラムを開催する。 ・子どもたちが電子メディア機器利用のルールや危険性を主体的に学び、その学習内容を家庭でも共有できる学習ノートを作成し、配布する。 ・PTAや地域等で開催される学習会での出前講座を実施する。 ・電子メディア機器利用の低年齢化を受け、乳幼児保護者対象のチラシを作成し、配布する。 ・インターネット依存による生活習慣の乱れや人間関係のトラブルといったネットの過剰利用による問題の発生を予防するため情報モラル教育に精通した者を学校へ派遣する。 ・GIGAスクール構想等、急速に発展するICT教育環境に対応するため、児童生徒が学校単位でネット利用のルールを考える取組を支援するプログラムを策定する。 (インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業・4,725千円)	社会教育課
情報を主体的に収集、判断できる能力を育成するため、学校における情報教育及び消費者教育を充実します。	・特別支援学校ICT支援員を各県立特別支援学校の実情に応じて必要な回数派遣し、情報モラルに関する授業支援を実施した。 ・各学校において、道徳科や特別活動等で情報モラルに関する学習等の情報教育に取り組んだ。また、各教科等において消費者教育を実施しており、様々な情報を適切に収集・判断し、活用する機会をもった。 ・県教育委員会にICT活用教育スーパーバイザーを配置し、各市町村のICT支援員をサポートすることで、よりよい学習機会の確保等を図った。 ・鳥取県東・中・西部地区の小学校等で、「小学校段階におけるプログラミング教育」を推進する優良実践校(団体)を設定し、取組内容を全県に周知することで、県内の小学校におけるプログラミング教育の充実を図った。 ・鳥取県情報産業協会と連携しプログラミング教育出前授業を行った。	B	・引き続きICT支援員の活用を推進する。 ・Google workspaCeの活用を推進を通じて、情報モラル教育の充実を図る。	・特別支援学校へのICT支援員の派遣(県立特別支援学校ICTサポート事業 2,114千円)	特別支援教育課
		B	・子どもたちの情報活用能力育成に向けて、情報モラル教育、情報セキュリティ教育、プログラミング教育等を充実させるための各種研修や実践事例等の情報発信、指導助言を通して、教員のさらなる指導力の向上を図る。 ・コンピュータを活用したプログラミング教育の充実を図るため、引き続き優良実践校(団体)を設定し、取組内容を全県に周知する。 ・鳥取県情報産業協会と連携しプログラミング教育出前授業を行い、プログラミング教育の充実を図る。 ・GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒・教職員のICTの効果的な利活用を推進する。	・県教育委員会にICT活用教育スーパーバイザーを配置し、各市町村のICT支援員をサポートすることで、よりよい学習機会の確保等を図る。(ICT活用教育スーパーバイザーの配置 3,045千円) ・鳥取県東・中・西部地区の小学校等で、「小学校段階におけるプログラミング教育」を推進する優良実践校を設定し、取組内容を全県に周知することで、県内の小学校におけるプログラミング教育の充実を図る。(優良実践校(団体)によるプログラミング教育推進事業 720千円) ・鳥取県情報産業協会と連携して、先進的なプログラミング教育出前授業を実施する。(民間企業と連携した先進的なプログラミング教育(出前授業) 1,200千円) ・ICTを活用したとっとり授業改革推進事業において、ICTの効果的な利活用について、推進地域・先進校の好事例や成果を全県に周知する。(ICTを活用したとっとり授業改革推進事業 2,800千円)	小中学校課
	法や金融等の専門機関と連携した講演会や出前授業等を全ての県立高校で実施。 成年年齢引下げに伴う取組として、県弁護士会による県立学校への出前授業(R3より実施)で活用する教材を作成。	B	生徒自らが主体的に社会と関わる態度を育成する取組の推進を図る。 R2年度作成した教材を活用した出前授業の実施。	法や金融等の専門機関と連携した講演会や出前授業等の実施。(生徒と社会がつながる教育推進事業) 高校生の消費者被害の防止・救済に係る教育の充実のため、弁護士による授業実践の取組を実施。各学校の取組について県消費生活センター、県弁護士会と連携して、意見交換を実施。(消費者教育推進に係る研修 110千円)	高等学校課

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

●重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

(1)男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
フォーラムや広報誌など多様な手法を通じて幅広い層に男女共同参画に関する情報の発信・啓発を行います。	普及啓発セミナーの開催を行うとともにタイムリーな情報の発信を行った。フォーラムは新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止。	B	・令和3年度はよりん彩開設20周年となるため、記念フォーラムを開催し更なる男女共同参画の理解者の裾野拡大に努める。 ・SNSを活用した情報発信を行う。	よりん彩開設20周年記念フォーラムや普及啓発セミナーの開催を行うとともにタイムリーな情報の発信をおこなっていく。 (普及啓発事業 5,018千円)	男女共同参画センター
鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)において、男女共同参画に関する書籍、DVDなどの資料を収集し、学習資料として提供します。	書籍・DVDの購入及び貸出 ・蔵書数:16,540点(うちR2増加数:292点) ・R2貸出数:2,324点	B	ニーズが高い情報を収集し、男女共同参画を進めるための学習機会の提供を図る。	書籍・DVDの購入及び貸出 (センター運営事業・情報収集提供 3,214千円)	男女共同参画センター
県及び市町村の実施する男女共同参画事業の状況を把握し、一体的に情報発信を行います。	よりん彩ネット、ホームページ、SNSなどの多様な手法により情報発信した。	B	市町村と連携を図り、更なる普及啓発に取り組む。	よりん彩ネット、ホームページ、SNSなどの多様な手法により情報発信する。 (センター運営事業・情報収集提供 3,214千円)	男女共同参画センター
男女共同参画白書及びマップを作成し、県や市町村の取組状況を公表します。	県、市町村における男女共同参画の取組状況についてとりまとめ公表(男女共同参画白書及びマップ)。	A	継続して調査、作成する。	男女共同参画白書及びマップの作成、情報公開	女性活躍推進課
鳥取県人権ひろば21(ふらっと)では、男女共同参画に関する書籍やDVDなどの貸し出しの他、交流スペースを活用した研修会や人権ビデオ上映会などを開催します。	交流スペース開館日数 342日 書籍貸出 2,060件 DVD・ビデオ貸出 637件 パネル展示 9回 研修会・人権ビデオ上映会等 3回	B	DVDや図書及び交流スペースの利用拡大に向けて企画内容の充実を図る。	真に人権が尊重される社会づくりを推進するため、人権情報の発信、人権啓発の拠点となる施設の管理運営に努める。(鳥取県立人権ひろば21管理運営費、11,108千円)	人権・同和対策課

(2)子どもの頃からの男女共同参画の推進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集について、人権教育主任研究協議会などの機会をとらえ教職員へ活用を促します。	人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会等の機会を通じて、人権教育基本方針(第2次改訂)で示している男女共同参画の視点に立った教育の推進等の周知を行った。教職員のジェンダー意識をチェックする資料を作成し、活用の促進を図った。	B	子どもたちの発達段階に応じた教育を継続して実施する必要があるため、引き続き教職員など教育関係者の男女共同参画の理念の浸透を図る。	・人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、計画・要請訪問等の機会を通じて、人権教育基本方針(第2次改訂)で示している男女共同参画の視点に立った教育の推進等の周知を図る。 ・ジェンダーチェック表の活用と教職員研修の実施の促進を図る。	人権教育課
「家庭」、「公民」、「保健体育」などの学習、特別活動などで男女共同参画に対する意識を育成します。	学習指導要領に基づき、各学校で、「家庭」、「公民」、「保健体育」、「特別活動」などの学習において、男女共同参画社会や男女相互の協力について学習を深めている。	B	各学校の実態に応じて、「社会」や「特別活動」、「総合的な学習の時間」等を活用したキャリア教育及び人権教育等の充実を図る。	各学校で「社会」や「特別活動」、「総合的な学習の時間」等を活用したキャリア教育及び人権教育等の推進に努める。	小中学校課
	関係教科等で、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりや、性別にとらわれない自分の生き方について考える学習を実施。	B	引き続き、一人一人を大切に、ともに助け合って生きていく共生社会の意識の醸成。	引き続き、関係教科等を含めた学校教育全体で男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりや、性別にとらわれない自分の在り方・生き方について考える学習を実施。	高等学校課
キャリア教育や様々な体験、探究活動などを推進することにより、自らの将来に夢や目標を抱かせ、実現に向けた意欲を高める取組を行います。	・各学校で、新型コロナウイルス感染症感染拡大に配慮しながら工夫して職業体験や職業調べ、地域の人から仕事に関する話を聞く等のキャリア教育の取組を行った。	B	・キャリア教育についての教職員の理解が十分とはいえず、教育活動全体を通じて小・中・高等学校がつながるキャリア教育の更なる充実が求められる。	・教職員に対する研修会を実施し、キャリア教育及びふるさとキャリア教育を推進していく意義や、令和2年度から導入されたキャリアパスポートの効果的な活用について周知し、更なる充実を図る。 ・ふるさとキャリア教育モデル事業を継続し、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材を各学校で育成する。(ふるさとキャリア教育モデル事業865千円)	小中学校課
	卒業生や地元企業と連携した講演会や参加・体験型の講習会及び探究学習の実施。	B	・高校卒業後に、ふるさとと関係した生き方につながるよう、キャリアパスポートを活用した「ふるさとキャリア教育」の展開を図る。特に普通科高校においては、地元企業への一層の理解につなげる取組が必要。	・卒業生や地元と連携した講演会や参加・体験型の講習会の実施。(ふるさとキャリア教育充実事業(キャリア塾)3,505千円) ・普通科高校インターンシップの検討と実施(普通科高校ふるさとまなびプロジェクト事業288千円)	高等学校課
	・特別支援学校に在籍する生徒が身に付けた知識、技能、態度等を、一定の基準により評価し、認定する「鳥取県特別支援学校技能検定」を実施。清掃部門、喫茶サービス部門の2つの部門を設け、県内特別支援学校から生徒41名が参加。	B	・技能検定は近年、レベルが高くなり、参加者の意欲も高まっているところである。難易度の高いマスター検定において、1級取得者が例年より増えた。より幅広い生徒の参加が得られるよう、内容の検討やより一層の学校への周知が必要。	・県版特別支援学校技能検定の実施 ・特別支援学校教員の研修派遣 ・就労促進セミナーの実施 ・就労・定着支援員の配置 など (特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業 3,540千円)	特別支援教育課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行います。また、教職員への助言を通して指導力の向上を図ります。	スクールカウンセラーを県内全公立中学校に配置するとともに、校区の小学校にも巡回し、いじめ、不登校などの課題を抱える児童生徒に対して相談活動を行った。また、教職員へのコンサルテーションを通して教職員の指導力向上に努めた。併せて、未然防止の視点からスクールカウンセラーと教職員との協働による心理教育の推進を図った。	A	個々の児童生徒へのカウンセリングや教職員へのコンサルテーション等を進め、学校の教育相談体制のさらなる充実を図る必要がある。そのため、教育相談コーディネーター教員を中心として、児童生徒の抱える課題の背景を見取り、学校が組織的に対応していく取組を進める。また、未然防止の視点からスクールカウンセラーと教職員が協働した心理教育のさらなる充実を図る。併せて、ヤングケアラーに関する理解を深めるための研修等の取組を行う。	スクールカウンセラー連絡協議会、スクールカウンセラー研修会の開催 (スクールカウンセラー研修充実事業 98千円)	いじめ・不登校総合対策センター
	教育相談員又はスクールカウンセラーを全ての県立高校に配置し、生徒、保護者及び教職員等へのカウンセリング、教職員対象の研修会やケース会議等を実施。	B	学校にスクールカウンセラーが勤務する日が週1回、相談予約の集中、年間の時間数に制約があるなどの課題があるため、必要な時にしっかりと時間を確保する体制の構築が必要。	教育相談員又はスクールカウンセラーを全ての県立高校に配置し、生徒、保護者及び教職員等へのカウンセリング、教職員対象の研修会やケース会議等を実施。 (スクールカウンセラーの配置 17,086千円)	高等学校課
親、友人、学校の先生などに相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体を支援します。	・思春期の子どもの悩みに対応するピアカウンセラー養成を行うとともに、県内の中・高校へ出向き講座や相談対応を行った。 ・また、予期せぬ妊娠について相談できる専門の相談窓口を民間団体に委託。	B	・ピアカウンセラーの養成とともに、ピアカウンセラーが出向いての相談対応や講座実施を行った。 ・また、学生と併せて、プレ・パパママ世代(20～40歳代等)に対する講習も引き続き実施する。 ・予期せぬ妊娠に関する専門相談窓口を引き続き開設する。	思春期の子どもの性・妊娠に関する正しい知識の普及と相談やピアカウンセリング等を実施。 (健やかな妊娠・出産のための応援事業 10,516千円)	家庭支援課
いじめなど人権に関する悩みなどの相談窓口を設置し、問題解決に向け支援します。	県内3か所に人権相談窓口を設置するとともに、こどもいじめ人権相談窓口(24時間対応専用電話)を設置 (相談件数 26件(人権相談件数の内数))	B	相談員のより一層の資質の向上を図る。	鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒及び保護者の相談に対応し、事実関係を確認し整理することなどにより、問題の解決に向けた支援を行う。 (差別と偏見のない社会づくり推進費 8,844千円)	人権・同和対策課
性に関する指導・エイズ教育研修会の開催など、学校における性に関する指導・エイズ教育を充実します。【再掲】	・新型コロナウイルス感染症の影響で、性に関する課題を含む生徒の抱える課題に対する教育・指導方法の普及推進を目的とするWYSH教育研修会がオンラインでの開催となったため、広く県内の学校へ周知し、参加を呼びかけ、指導の充実を図った。	B	・児童生徒を取り巻く環境は年々複雑化しており、指導の充実を図るため派遣等の取組を継続していく必要がある。	・引き続き、WYSH教育研修会へ希望のあった教職員の派遣を行う。	体育保健課
学校に専門家を派遣、講演会などを実施し、心や性などの健康問題への対策を行います。	・県立学校に助産師等の専門家を派遣し、学校の性に関する指導の充実を図った。(延べ回数:53回)	B	・指導の専門性が今後も求められることから、専門家派遣を継続していく必要がある。	・引き続き、希望のあった県立学校へ助産師等の専門家派遣を行う。 (児童生徒健康問題対策事業 1,994千円)	体育保健課

(3)生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
男女共同参画センターが実施する啓発講座に加え、県内の民間団体が実施する啓発事業への支援など様々な手法で学習機会を提供します。	男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供する。	B	県民が参加しやすい講座を開催することが出来るよう、既存の事業を組み替え新たな企画提案事業を実施できるようにした。 (男女共同参画セミナー企画提案事業900千円)	男女共同参画センター直営、活動団体への委託、活動団体への助成など様々な手法で学習機会を提供する。 (普及啓発事業 5,018千円)	男女共同参画センター
生涯学習講座として、とっとり県民カレッジ講座「未来をひらく鳥取学」などを開催します。	・ふるさと「とっとり」について考える講演会等を開催した。 ・学んだ成果をそれぞれの地域での課題解決に活かせるよう、講演会形式の講座だけでなく、グループワークも併せて実施した。 ・市町村と連携し、市町村の課題に応じたテーマで講座を設定した。 ・身近な地域での学習を応援するため、一部講演会でライブ配信を実施した。	B	・学びの成果を地域の課題解決に活かすための仕組みを構築するとともに、県内市町村の社会教育担当者の人材育成を図る必要がある。平成29年度から実施した講座形式を引き続き市町村と連携して実施し、市町村独自の取組につなげる。	・県内市町村と連携し、該当市町村の課題に応じたテーマの講演会、グループワークを実施する。 ・県内高等教育機関と連携し、「地域づくり」をテーマにした講演会を開催する。 ・一部講演会では、身近な地域での学習を応援するため、県内2箇所程度でライブ配信を実施する。 (とっとり県民カレッジ事業・100千円、生涯学習センター運営費149,714千円の一部)	社会教育課
保護者が参加する学習機会に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援します。	家庭教育アドバイザーの派遣(5回)	B	家庭教育アドバイザーの派遣	家庭教育アドバイザーの派遣 (とっとりふれあい家庭教育応援事業 8,898千円)	社会教育課
「とっとり子育て親育ちプログラム」を普及させ、親の気づきと家庭教育について学びあえる仲間づくりを促す学習機会を提供します。	・「とっとり子育て親育ちプログラム」ファミリーター派遣(6件)	B	・「とっとり子育て親育ちプログラム」ファミリーター派遣 ・ファミリータータのフォローアップ	・「とっとり子育て親育ちプログラム」ファミリータータの派遣 ・ファミリータータのフォローアップ研修会の実施 (とっとりふれあい家庭教育応援事業 8,898千円)	社会教育課
家庭教育啓発を行うための広報の充実を進めます。	・子育て中の保護者を対象とした家庭教育啓発資料の配布 ・新聞広告や情報誌等による家庭教育の啓発記事の掲載	A	・子育て中の保護者を対象とした家庭教育啓発資料の配布 ・新聞広告や情報誌等による家庭教育の啓発記事の掲載による家庭教育の広報の充実	・啓発広報 (とっとりふれあい家庭教育応援事業 8,898千円)	社会教育課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
社会教育について専門性の高い人材として、社会教育主事を養成します。	・市町村の社会教育主事等を対象とした研修会を11月に実施。 (期日)R2.11.25 (場所)琴浦町生涯学習センター (参加者数)25名 ・R2社会教育主事講習B鳥取会場を実施。 (期日)R3.1.21~2.18 (場所)琴浦町生涯学習センター (受講者)19名 ・島根大学社会教育主事講習に受講生を派遣し受講料を負担。(参加者4名)	B	・継続して研修会を実施し、外部講師による、より実質的な専門スキルを学ぶ場を提供していく。 ・社会教育主事未発令の市町村をはじめ、NPO団体やコミュニティ・スクールを導入し地域学校協働活動と一体的な推進を目指している学校を中心に受講を働きかける。	・県・市町村社会教育主事及び社会教育担当者研修会を実施し、専門スキルと意識の向上を図る。 ・R3社会教育主事講習を開催し、社会教育主事(士)資格取得を支援していく。 ・学校教職員には大学での講習受講のための旅費を予算措置していく。	社会教育課
インターネット、情報誌などを活用し、生涯学習情報を提供します。	HP「とっとり県民学習ネット」(随時情報更新)、情報誌「ma・navi(生涯学習とっとり)」(年6回奇数月発行)で講座情報を提供した。 社会教育に関する情報提供等を教育局のホームページに掲載した。	B A	県民ニーズに応じた講座情報が提供できるよう、引き続き紙面構成・記事内容を工夫していく。 よりタイムリーな情報提供を心がける。	HP「とっとり県民学習ネット」(随時情報更新)、情報誌「ma・navi(生涯学習とっとり)」(年6回奇数月発行)で講座情報を提供する。 (生涯学習センター運営費92,520千円の一部) 社愛教育に関する活動報告等について、ホームページ、広報誌等で情報提供に努める。	社会教育課 各教育局

(4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
男性の家庭進出を促進させるため、男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした講座を開催します。	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。(派遣件数:2回、参加者数:27人) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図った。	B	・企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメンセミナーへ講師を派遣して支援。 (男女共同参画センター費・500千円) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (男女共同参画センター費・840千円)	男女共同参画センター
男性を対象とした企業内研修などを推進し、男性の家庭進出を促進します。【再掲】	・イクメン・ケアメン養成セミナーへ講師を派遣して支援。(派遣件数:2回、参加者数:27人) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図った。	C	・企業における女性活躍推進には家庭における男性の家事参画が必要であり、特に土木・建設業のように男性の従業員比率が高い企業へ事業の実施を働き掛けていく必要がある。 ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える必要がある。	・イクメン・ケアメンセミナーへ講師を派遣して支援。 (男女共同参画センター費・500千円) ・男女ともに負担を分かち合う家事シェアを考える参加型のセミナーを開催し、男性の家事参画の促進を図る。 (男女共同参画センター費・840千円)	男女共同参画センター
男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。【再掲】	・R2年度男性臨床心理士による心の相談件数:16件 ・R2年度オトコの相談件数:107件	B	あらゆる機会を捉えて男性への相談窓口の周知を図る。	引き続き男性対象相談窓口の周知を行う。 (男女共同参画センター費・2,181千円)	男女共同参画センター
父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する奨励金の支給などにより、男性の育児参画を推進します。【再掲】	・企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金の制度周知及び奨励金の支給により、男性の育児休業等の取得促進を行った。	C	・企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金は定期的に企業からの問い合わせもあり、徐々に知名度も上がっているといえる。一方で、男性の育休取得に直結していない面もあり、引き続き制度の周知と企業意識の醸成が必要。企業に向けて的確な制度周知等に取り組む。	・企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金による助成 (子育てしやすい企業推進事業・2,000千円)	子育て王国課

(5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
青少年による国際協力の推進を図るため、青少年海外協力隊の普及広報活動などへの支援を進めます。	・青年海外協力隊鳥取県OV会の役割である、青年海外協力隊の活躍を広く県民に紹介する「帰国報告会」(令和2年度青年海外協力隊帰国報告会/令和3年1月10日(日)/オンライン開催)や普及広報活動(活動冊子(1,100部)の作成・発送)への助成を実施。	B	鳥取県出身の青年海外協力隊員の派遣地での活動を紹介する帰国報告会を開催し、冊子を発行するなどして広く一般県民へ国際協力や異文化への理解を呼びかけることができた。このような活動を継続することで、一般県民の地域の国際化における理解を促進したい。	・広く一般県民に県出身隊員の活動を紹介し、活動に対する理解や協力隊への参加を呼びかけるために帰国報告会を開催する青年海外協力隊鳥取県OV会に対し助成を行う。 ・活動冊子を作成し、青年海外協力隊の実態を広く県民に知らせることで国際協力に対する理解と関心の呼び起こしにつなげる。 (交流ネットワーク活用事業の内、青少年国際協力支援事業 400千円)	交流推進課
国際交流の推進を図るため、北東アジア諸国との女性指導者交流会の開催及び参加を進めます。	・コロナ感染拡大の影響により、北東アジア女性CEO交流会、GTI国際貿易投資博覧会は、開催地の韓国企業のみ参加可能となり、鳥取県からは不参加。	B	地域によって取組意欲に差があり、ロシア沿岸地方での開催について未定。引き続き、モンゴル中央部の調整を見守る。 ・出展企業として女性経営者が参加される場合は、女性CEOフォーラムへの参加を働きかける。	アジア地域からの訪問団の受入れ、同地域への訪問団派遣、会議・商談会等へ参加を通じて、同地域との経済交流や連携を促進(アジア地域経済交流推進事業)	女性活躍推進課

具体的施策	R2年度の実施状況	取組評価	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組	R3年度の実施内容 (R3予算事業名・事業費)	担当課
国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流フェスティバル 異文化理解の促進を目指し、県東部で国際交流フェスティバルを実施(1月24日) ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中・西部は中止 子どものための異文化理解体験講座 小学生を対象に様々な国の文化に触れ、世界の中の日本について考える機会を提供する講座を実施。(実績:21校) 多文化共生出前講座 公的機関や民間団体等が主体となって実施する研修会等への講師派遣等、多文化共生社会の実現に向けた意識啓発を実施。(実績:7件) 	A	国際交流財団自主事業	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流フェスティバル 子どものための異文化理解体験講座 多文化共生出前講座 (以上、国際交流財団事業として実施) 	交流推進課
柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成するため、語学指導などを行う外国語指導助手(ALT)の配置や留学・海外体験活動などへの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 外国語教育の充実を図るため、県立高校に語学指導を行うALTを配置。 米国スタンフォード大学による遠隔講座を希望する高校生に提供。 (短期の語学研修や1年間の海外留学に対する助成及び短期の海外派遣を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施しなかった) 	B	<ul style="list-style-type: none"> ALTの指導力向上。 各種海外留学・海外体験支援の推進に係る気運を醸成する。 米国スタンフォード大学との連携を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国語教育の充実を図るため、県立高校に語学指導を行うALTを配置する。 (外国語指導力強化関係事業 21,143千円) *人件費別途計上120,890千円) グローバル化に対応できるよう、海外高等教育機関との連携や留学などの海外体験を通じて、幅広い国際感覚を身につけ、世界を視野に入れて活躍する高い意欲と志をもった人材の育成を図る。 (鳥取発!高校生グローバルチャレンジ事業 6,255千円) (グローバルリーダーズキャンパス 10,840千円) 	小中学校課

IV 男女共同参画施策の実施効果

第4次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況

重点目標1 働く場における女性活躍の推進

項目	所管課	策定時		目標値		R2年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		特記事項
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っている県民の割合	女性活躍推進課	28.1%	H26	50%以上	R1	37.1%	R1	
週労働時間60時間以上の有業者の割合	とっとり働き方改革支援センター	7.1%	H24	5%	H29	7.9%	H29	
県職員の時間外勤務削減（年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合）	職員支援課 病院局総務課 教育総務課	12.4%	H26	10%以内	R2	11.0%	R2	新型コロナウイルス感染症対策の長期化により関連する部署で該当職員が増加した (R1実績値：8.5%)
県教育委員会事務局及び公立学校に勤務する行政職員の時間外勤務削減（年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合）	教育総務課	9.1%	H26	10%以内	R2	5.7%	R2	
年次有給休暇取得率（県内中小企業）	とっとり働き方改革支援センター	46.3%	H26	70%	R2	56.0%	R1	
県職員年次有給休暇（夏季休暇を含む）の1人当たり年間平均取得日数	職員支援課 病院局総務課 教育総務課	13.9日	H26	17日以上	R2	15.3日	R2	
教職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）の1人当たり年間平均取得日数	教育総務課	14.2日	H26	17日以上	R2	16.0日	R2	
警察職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）1人当たり年間平均取得日数	警察本部警務課	10.8日	H27	17日以上	R1	16.9日	R2	
県職員の時差出勤又はフレックスタイム制度の利用者数（実人員）	人事企画課	236人	H27	500人以上	R2	643人	R2	
男性の育児休業取得率								
県職員	職員支援課 病院局総務課 教育総務課	5.7%	H26	15%以上	R2	26.5%	R2	
教職員	教育総務課	4.1%	H26	15%以上	R2	9.4%	R2	
警察職員	警察本部警務課	0%	H27	10%	R1	53.3%	R2	
民間企業	子育て王国課	2.7%	H26	15%	H29	5.6%	H29	
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	子育て王国課 女性活躍推進課	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	全国平均以上	H29	1日当たり76分 ※全国 1日当たり83分	H28	
男女共同参画推進企業のうちイクボス宣言企業率	女性活躍推進課	20.5%	H27	85%	R2	85.5%	R2	
鳥取県男女共同参画推進企業認定企業数	女性活躍推進課	586社	H27	800社	R2	860社	R2	
鳥取県家庭教育推進協力企業	小中学校課	582社	H27	700社	H30	834社	R2	
年度中途の保育所等の待機児童数	子育て王国課	56人	H27.10	解消をめざす	R1	24人	R2	
放課後児童児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	子育て王国課	91人	H27.5	解消をめざす	R1	27人	R2	
放課後子ども教室（実施市町村数）（実施教室数）	小中学校課	10市町村 49教室	H27	19市町村 55教室	R1	8市町村 40教室	R2	新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から開設しない市町村があった。 (R1実績値：11市町村、54教室)
延長保育設置か所数	子育て王国課	142か所	H27	171か所	R1	227か所	R2	
一時保育設置か所数	子育て王国課	75か所	H27	79か所	R1	75か所	R2	
病児・病後児保育設置か所数	子育て王国課	21か所	H27	29か所	R1	36か所	R2	
「職場」において男女の地位が平等であるとする割合	女性活躍推進課	20.6%	H26	50%以上	R1	23.5%	R1	
25歳から44歳までの女性の就業率	女性活躍推進課	79.0%	H24	85%以上	R2	84.2%	H29	

項目	所管課	策定時		目標値		R2年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		特記事項
管理的地位に占める女性割合	女性活躍推進課	従業員10名以上の企業 (18.0% H27)		25%以上	R2	26.4%	R2	
		従業員100名以上の企業 (22.5% H27)		30%以上	R2	26.1%	R2	
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合（10人以上）								
係長相当職	女性活躍推進課	25.4%	H27	30%以上	R2	31.7%	R2	
課長相当職		17.4%	H27	20%以上	R2	24.5%	R2	
部長相当職		12.8%	H27	15%以上	R2	19.2%	R2	
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合（100人以上）								
係長相当職	女性活躍推進課	26.1%	H27	35%以上	R2	30.9%	R2	
課長相当職		18.2%	H27	20%以上	R2	24.2%	R2	
部長相当職		13.2%	H27	15%以上	R2	18.4%	R2	
女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定数	女性活躍推進課	2市町村	H27	19市町村	R2	15市町村	R2	
輝く女性活躍パワーアップ企業登録数	女性活躍推進課	41社	H27	300社	R2	302社	R2	
建設業における女性就業者数又はその割合	県土総務課	1,890人 建設業労働者数合計 に対する割合16%	H26	2,200人 建設業労働者数合計 に対する割合18%	R2	1,609人 建設業労働者数合計 に対する割合14.5%	R2	
県の地方公務員採用者に占める女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	54.1%	H27	50%程度	R2	59.7%	R2	
県の係長級以上（管理的地位）に占める女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	28.2%	H27.4	32%以上	R2	34.4%	R2.4	(R3.4実績値：35.3%)
県の課長級以上に占める女性の割合	人事企画課 病院局総務課 教育総務課	14.6%	H27.4	20%以上	R2	23.2%	R2.4	(R3.4実績値：24.4%)
全警察官に占める女性警察官の割合（育児休業者等を含む）	警察本部警務課	8.0%	H27	10%	R3	11.1%	R2.4	
公立小中義務教育学校の教頭以上に占める女性の割合	教育総務課	18.6%	H28.4	25%程度	R2	26.4%	R2.4	(R3.4実績値：28.9%)
県立高等学校の教頭以上に占める女性の割合	教育総務課	9.3%	H28.4	10%程度	R2	13.3%	R2.4	(R3.4実績値：13.3%)
公立特別支援学校の教頭以上に占める女性の割合	教育総務課	37.5%	H28.4	40%程度	R2	52.2%	R2.4	(R3.4実績値：52.2%)
商工会及び商工会議所の創業支援による女性の創業件数	産業未来創造課	年間43件	H27	年間75件以上	R2	年間146件	R2	
非正規雇用から正規雇用への転換者数	県立ハローワーク	324人	H27	1,000人	H30	812人	H30	
家族経営協定締結農家数	農林水産政策課	290組	H27	318組	R2	356組	R1	
農業協同組合における女性役員数	農林水産政策課	6.7%	H27	10%	R2	5.8%	R2	
農業委員に占める女性の割合	経営支援課	32%	H27.8	40%	R2	13%	R2	
女性認定農業者数	経営支援課	58人	H27	75人	R2	46人	R1	
指導農業者に占める女性の割合	農林水産政策課	26%	H27	30%以上	R2	22%	R2	
女性林業従事者（技術者）数	林政企画課	5人	H27	10人	R2	5名	R2	
女性漁業就業者数（漁協等での加工・魚食普及を含む）	水産課	105人	H27	150人	R2	110人	R2	

重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

項目	所管課	策定時		目標値		R2年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		特記事項
県の審議会等における女性委員割合	人事企画課 女性活躍推進課	44.1%	H27.4	40%以上	毎年度	42.4%	R2.4	
「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	男女共同参画センター	31.7%	H26	50%以上	R1	31.0%	R1	
方針決定の場に女性が参画している自治会の割合	女性活躍推進課	—	—	50%	R2	—	—	
県、市町村による公民館、自治会等の男女共同参画学習への講師派遣回数	男女共同参画センター	98回	H26	110回	R2	31回	R2	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による学習会実施減 (R1実績値：95回)
とっとり子育て隊認定数	子育て王国課	4,340隊	H27	7,440隊	R1	6,138隊	R2	
消防団員 (女性団員数) (女性が入団している市町村数)	消防防災課	158人 18市町村	H27.1	250人 19市町村	R2	153人 17市町村	R2.4	

重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

項目	所管課	策定時		目標値		R2年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		特記事項
健康寿命(男女別)	健康政策課	男性：70.87歳 女性：74.48歳	H25	男性：73歳 女性：76歳	R2	男性：71.69歳 女性：74.14歳	H28	
自死者の減少	健康政策課	106人	H27	減らす	H29	84人	R2	
運動習慣のある者の割合	健康政策課	男性：26.6% 女性：29.4%	H24	男女とも 30%以上	R1	男性：26.5% 女性：21.4%	H28	
成人の週1回以上スポーツ実施率	スポーツ課	男性：57.7% 女性：53.3%	H26	男性：68%以上 女性：63%以上	R1	男性：59.3% 女性：51.8%	R2	
1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合(男女別)	体育保健課	中学校女子：80.4% 中学校男子：94.3% 小学校女子：88.5% 小学校男子：94.2%	H27	中学校女子：81% 中学校男子：95% 小学校女子：90% 小学校男子：95%	R2	中学校女子：82.3% 中学校男子：95.5% 小学校女子：88.3% 小学校男子：94.3%	R1	
がん検診受診率	健康政策課	胃がん：25.8% 肺がん：27.9% 大腸がん：30.2% 子宮がん：32.0% 乳がん：30.5%	H26	50%以上	H29	胃がん：45.8% 肺がん：55.4% 大腸がん：46.3% 子宮がん：42.1% 乳がん：43.5%	R1	
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	家庭支援課	4市町村	H27	19市町村	R1	19市町村	R2	
人工妊娠中絶率	家庭支援課	10.4	H26	9.4	R2	8.8%	R1	
妊娠11週以下での妊娠の届出率	家庭支援課	91.0%	H26	100%	R2	92.6%	R1	
妊娠中の喫煙(妊娠の届出時)	家庭支援課	2.6%	H27	0%	R2	1.9%	R1	
県内のNICU病床数	医療政策課	18床	H27	24床	R3	24床	R2	

重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

項目	所管課	策定時		目標値		R2年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		特記事項
シニア人材バンクへの延べ登録者数	長寿社会課	393人	H27	2,000人	R1	6,164人	R2	
とっとりシニア人材バンク掲載者数	県民参画協働課	108人	H27	150人	H30	108人	H27	H29年3月末でとっとりシニア人材バンクの名称を廃止し、長寿社会課所管のとっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」に統合
学校支援ボランティア (登録者数) (実施市町村数)	小中学校課	7,575人 14市町村	H27	9,000人 19市町村	R1	7,577人 17市町村	R2	新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から学校に外部の者が入る機会が減少し、ボランティア登録が減少した。 (R1 実績値：8,171人、17市町村)
ふれあい共生ホーム (設置数) (設置市町村数)	長寿社会課	41箇所 12市町村	H27	50箇所 19市町村	R1	75箇所 19市町村	R2	
あいサポーター数	障がい福祉課	292,548人 (うち県内 63,207人)	H27	全国44万人 (うち県内 81,000人)	R2	559,852 (うち県内 77,766人)	R2	

項目	所管課	策定時		目標値		R2年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		特記事項
ユニバーサルデザインを知っている県民の割合	人権・同和対策課	21.6%	H26	50%	R1	44.8%	R2	
障がい者の実雇用率								
民間企業	雇用政策課	1.99%	H27.6	2.0%	H30	2.37%	R2.6	
知事部局	人事企画課	2.95%	H27.6	3.0%	H30	3.29%	R2.6	
教育委員会	教育総務課	2.75%	H27.6	2.9%	H30	2.42%	R2.6	
病院局	病院局総務課	1.90%	H27.6	2.3%	H30	2.73%	R2.6	
警察本部一般職員	警察本部警務課	2.61%	H27.6	2.61%以上	H30	2.25%	R2.6	
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	家庭支援課	5市町村	H27	19市町村	R1	19市町村	R2	
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	家庭支援課	12市町村	H27	19市町村	R1	15市町村	R2	
貧困世帯向けの学習支援事業の実施市町村数	福祉保健課	9市町村	H27	19市町村	R1	19市町村	R2	

重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

項目	所管課	策定時		目標値		R2年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		特記事項
過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	女性活躍推進課 家庭支援課	1.4%	H26	0%	R1	0.6%	R1	
性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター設置数	くらしの安心推進課	0箇所	H27	1箇所	R2	1箇所	R2	

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

項目	所管課	策定時		目標値		R2年度 (左欄：実績値、右欄：時点)		特記事項
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考えている割合	男女共同参画センター	11.5%	H26	50%以上	R1	11.7%	R1	
男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画センター	58.9%	H26	100%	R1	59.8%	R1	
男女共同参画センターによる県民の男女共同参画学習講座等への支援回数	男女共同参画センター	年間79回	H26	年間100回	毎年度	年間43回	R2	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による学習講座実施減 (R1実績値：年間116回)
男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	男女共同参画センター	1,311人	H26	1,500人	毎年度	1,061人	R2	新型コロナウイルス感染拡大防止対策により定員を減らしたことによる (R1実績値：1,482人)
【再掲】男性の育児休業取得率(民間企業)	子育て王国課	2.7%	H26	15%	H29	5.6%	H29	
【再掲】6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	子育て王国課 女性活躍推進課	1日当たり57分 ※全国 1日当たり67分	H24	全国平均以上	H29	1日当たり76分 ※全国 1日当たり83分	H28	

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～令和2年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書（本編）～
令和3年9月

発行／鳥取県令和新時代創造本部 女性活躍推進課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電 話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-8196

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

電子メール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp